

経済・体育施設に関する調査特別委員会会議録

平成30年4月12日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 15:36

○委員長

ただいまから経済・体育施設に関する調査特別委員会を開会いたします。

新体育館、筑豊ハイツ、地方卸売市場の整備についてを議題といたします。

本日の進め方ですが、施設ごとに分けて審査を行い、順序としては、新体育館、筑豊ハイツ、地方卸売市場の順で行いますので、よろしくようお願い申し上げます。

まず、新体育館に関して、2月8日開催の当委員会において要求していました資料及びその他の資料が提出されておりますので、執行部の補足説明を求めます。

○健幸・スポーツ課長

資料説明をする前に、飯塚第一体育館の耐震診断を行いましたけども、本年3月にその結果がでましたので、その経過及び結果につきまして報告させていただきます。

まず、第1体育館の耐震診断につきましては、平成29年9月に耐震診断委託を行い、その中で調査及び判定まで行うこととしておりました。

委託契約締結後、体育館の調査を行い、その結果につきまして、本年2月6日、ERI九州地区耐震判定委員会に評定申込みを行い、同委員会の中で審議をされ、3月5日に最終委員会が開催されております。3月13日付で評定書が出されております。

その後、3月15日に委託業務の成果物として関係書類一式が委託業者より提出がなされております。

そして、資料①でございますけれども、これは前々回、2月の当委員会での資料要求のありました、耐震診断の中で耐震判定を行う委員会のメンバーを記したものでございます。

ERI九州地区耐震判定委員会は、福岡大学元教授の江崎文也氏を委員長といたしまして、以下、副委員長2名に委員6名によって構成をされています。

続きまして資料②でございますけれども、ERI九州地区耐震判定委員会の実績についてでございます。

平成20年12月に設置され、これまでの判定件数は543件となっております。

続きまして、資料③につきましては、耐震診断判定の結果でございます。この部分につきましては、技術的な部分がございますので、建築課長が説明をいたします。

○建築課長

お手元の資料3の補足説明をさせていただきます。

資料3の1ページに評価機関の評定書を添付しております。内容につきましては、その次のページから4ページ目までに抜粋しております耐震診断の結果に関しまして、「本件耐震診断は建築技術上の見地から適切と認められる」と第三者委員会が審査した結果の評定書でございます。

1ページめくっていただきますと、次のページには今回の診断概要が記載されております。内容はX・Y方向ともゾーニングで診断を行った結果の数値に関する記載及び耐震診断結果の評価に関して記載されております。

耐震診断の結果は、X・Y方向ともに耐震改修促進法の目標耐震判定指標を下回ることから、「想定する地震動に対して所要の耐震性に疑問有り」と記載されております。目標耐震判定指標は次のページ上段に記載のとおり、飯塚市第1体育館の場合、Isoイコール0.6、Ctu・Sdイコール0.3となります。

このページとその次のページに関しまして、X・Y方向に対して、各階のゾーン毎に診断した結果が記載されております。

5ページ、6ページにつきまして、3ページ、4ページの結果を図面に落とし込んだものにな

っております。図面中の丸い吹き出しで記載しておりますNG判定の箇所がX・Y方向でのI s値及び、C t u・S d値の最小値となった箇所を示しております。

ページをめくって進んでいただきまして、7ページ、8ページにつきまして、福岡県の要緊急安全確認の建物診断結果を判断する表と解説資料でございます。福岡県へ報告する際は、先ほど申しましたX・Y方向の診断結果のI s値、C t u・S d値の最小値を報告することとなりますので、構造耐震指標I sの最小値がI sイコール0.31、累積強度指標C t u・S dの最小値がC t u・S d0.2となります。この結果数値をこちらの7ページの表に算入いたしますと、それぞれ以下の扱いとなります。それぞれの値を分類1の判定式に参入いたしますと、I s割ることのI s oイコール0.31割ることの0.6イコール0.52、C t u・S dイコール0.15掛けるZ掛けるG掛けるU、こちらが3ページ上段のほうに記載のありますとおり、Zイコール0.8、Gイコール1.0、Uイコール1.25から、0.15掛ける0.8掛ける1.0掛ける1.25イコール0.15となり、今回のC t u・S dの最小値が0.2であることから、飯塚市第1体育館は、福岡県庁ホームページの「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価」としては、IIの分類「およそ震度6強～7に達する程度の大規模地震に対して、倒壊、又は崩壊する危険性がある」との分類に該当となります。

ただし、こちらの表の下段のほうに記載がありますとおり、「いずれの区分に該当する場合であっても、旧耐震基準である震度5強程度の中規模地震に対しては、損傷が生じるおそれは少なく、倒壊するおそれはない」と記載されております。

以上、簡単ですが飯塚第1体育館耐震診断結果の補足説明を終わります。

○健幸・スポーツ課長

次に、資料④は、他市体育館の維持管理費の状況です。

新体育館建設後の維持管理費につきましては、現在、設計前の段階ですので、他市の体育館の状況を参考に推測する以外ないと考えております。本市の基本計画で想定する規模や機能が同じ程度の体育館を抽出いたしまして、想定経費を算出しております。

抽出いたしました太宰府市、久留米市、呉市、島原市、諫早市、日立市の体育館は、全て指定管理者制度を導入した体育館になっております。指定管理料と利用料金制の有無によって、有りの場合、利用料金性が有りの場合ですけれども、その場合は、その収入額を足して、施設の支出額である年間経費を記載しております。

そして、延床面積当たりの経費を算出いたしますと、1平方メートル当たり7626円となりますので、新体育館の想定規模である8800平方メートルを当てはめると、6710万8800円ということになります。

なお、現在の第1体育館の年間経費でございますけれども、約2千万円程度となっております。また、今回集約する6施設の合計では、約3500万円程度となっております。

続きまして資料⑤は、他市体育館の利用料金の比較です。

新体育館の料金につきましては、現在のところ詳細は検討をしておりません。利用料金の検討につきましては、管理体制、そして年間経費がある程度想定できる状態で、またその上で、利用者数を想定し、検討する必要があると考えています。また近隣施設の状況、そして、現状の料金等を総合的に検討して利用料金を決めていきたいと考えております。

資料には、同規模の8自治体の体育館の利用料金を記載しております。2ページ目には、空調設備の料金、照明の料金を記載しております。それぞれ市外、市内の料金設定や土日の割増し料金等設定されており、料金設定の際にはさまざまな検討が必要になろうと考えております。

次に、資料⑥の新体育館建設にかかる平成30年度の予定スケジュールでございます。

本年は、業務といたしましては、設計業者を決めるプロポーザル選定の業務、そして設計業務、同時進行で測量業務、地盤調査業務を行います。

最初に、プロポーザルによって設計業者を選定いたしますので、今月下旬には第1回目の選定

委員会を開催し、5月上旬には公告を開始する予定です。

その後、公告から1か月後に当たる6月上旬に参加表明の締め切りを行い、7月に技術提案の締め切りを行い、8月には設計業者を選定する予定となっております。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明を含め、新体育館に関する質疑を許します。大変長々と言われて非常にどういう形で、わかりにくいかと思えますけど、一つこまめに聞いていただければよろしいかと思えます。質疑はありませんか。

○道祖委員

説明いろいろあったわけですが、それで、プロポーザルの選定委員会が行われて、公募を開始するということですが、以前もらった新体育館の建設の基本計画案というのがありますよね。大体これに基づいて行われるんでしょうけれど、この内容について十分な議論が行われてないような気がするんですけど、私はサブアリーナで、42ページのサブアリーナを使って、たしかこれ剣道と柔道をするということで1面、1面となったと思いますが、それではちょっと狭過ぎるんじゃないかということで、ちょっと考えたほうがいいんじゃないかというような要望はいたしましたけれど、それ以外の話は何もなかったような気がするんですよ。これについて、ちょっとお尋ねしたいんです。

機能と、42ページのところで、2階のところに共用スペースっていうのがあるんですよ。この共用スペースって何なのかお尋ねしよう、しようと思いつつも、お尋ねする機会がなかったもので、きょうに至ってるわけですが、実際にプロポーザルを出すに当たっては、ちょっとこの辺詰めておいたほうがいいんじゃないかなと思いつつも質問させていただきますけれど。

○健幸・スポーツ課長

2階の共用スペースのところですが、ここについては、特に何ができるとかという部分の用途があるというふうには考えておりません。普通に通路であったりとか、そういったものでいうところまでしか考えておりません。

○道祖委員

共用スペースっていうのはどういう空間なんですか。縦横高さっていうのはどういうふうになってるんですか。今、通路として考えているということでしたけれど、ここが、空間が縦横高さともあるならば、いろいろなことに使えるんじゃないかなと思うんですけど。

○健幸・スポーツ課長

今、そのサイズのなものについては、この後設計の中で検討がされようかと思っております。ふつうにこの1階と2階を比べたときに、メインアリーナの部分とサブアリーナの部分については、天井高がある程度同じ高さというか、天井の高さが2階以上の高さになります。今、1階のところが多目的ルームであったりとか会議室であったりとかロッカー、シャワールームとか、そういったものについてはその高さは必要なく、普通の1階の高さになろうかと思っております。そのため、2階、その部分の上の部分の空間という形での共用スペースという記載をしております。

○道祖委員

こだわりますけどね。ということは、そんなに高く、高さは取れないかもわからんけれど空間は、縦横は取れるということでしょう。多目的ルームが武道場としての機能、レクリエーション室、キッズルームという形で資料の33ページの載っておりますけれど、前回も言いましたけど、1面が取れるスペースで考えてるということでしたのでね。であるなら、この多目的ルームに武道場という話じゃなくて、柔道って天井まで投げつけるとか、そんなのはないし、剣道も飛び込んだってどうでしょう、天井高3メートルくらいあったら足りるんじゃないでしょうかね。そんなことを考えれば、この空間が武道場として使えるんじゃないかなとか、私は勝手に思うわけですよ。余りにもこの多目的室ルームに物事を入れ込んでるような感じがしてね、そうじゃなくて、

ここは武道場として取れば、ひょっとしたらこれ柔道2面、剣道2面ぐらい取れるんじゃないかなと思うんですね。そういう考え方をしていただきたいなと思うんですけど、そういうことが可能なかどうか。

○健幸・スポーツ課長

先ほど言いましたように、共用スペースというのは今のところ特にこういった用途というものを決めていないという状況です。多目的、1階のところに考えてます多目的ルーム、こちらのほうはいろんなことができるというところで先ほど委員のおっしゃったようないろんなことを詰め込んだというところで部屋を設定しているわけですけども、この後設計をする中で、ただし今回のところで言えば8800平方メートルというところを考えた中で、今おっしゃられたような意見も踏まえて検討していきたいというふうに考えております。

○道祖委員

体育館ですから、今の体育館もたしかトレーニング室があると思うんですけど、34ページにトレーニング室ってありますけれど、このトレーニング室というのは、42ページでいうところになってるんですかね。パッと見たけど探さきらないんですけど、これもやっぱり多目的ルームになるんですか。2階ですかね。2階ですね。これは大体どれぐらいの規模なのか、どれぐらいの規模を考えてるのかおわかりになります。機械を置いたりする絵はあるんですけどね。例えば、今の体育館にあるような広さなのか、若干広くなるのか、それだけちょっと確認させていただきたいんですけど。

○健幸・スポーツ課長

今の第1体育館のトレーニング室が163.5平方メートルになっております。新しい体育館につきましても、同程度というところで、実際いろんなトレーニング室の中でもいろんな器具の種類とかもいろいろあります。それによって面積が取らないといけないとか、そういうこともあると思いますけども、まだ現時点においては詳しく、何平方メートルとかいう形で考えているものではございません。

○道祖委員

全部の体育館、何カ所かの体育館を集約して一つにするから、縮減をしなくちゃいけないというのも承知してるんですけど、その中で目いっぱい利用できる面積を取っていただきたいなと思ってます。現行の163平方メートルでどの程度の数の方が利用してるか承知してませんが、場所的に考えて、もし、今の場所から移って鯉田の地区になれば、寄りつきがいいから、人数がふえるんじゃないかなと思ってますよ。そういうことを考えればね、確かにバスケットなりバレーなり、大きなスポーツイベントができるような施設も必要なんですけれど、日常に市民が使えるトレーニングルームっていうのは、ある程度従来よりも広くしていったほうがよろしいんじゃないかなというふうに思います。その辺はどうあるべきか、現行から考えて、ほかの庄内や市民プールとか筑豊ハイツとかいろいろありますけれど、その辺の利用状況を見ながら、ちょっと市民サイドに立ったときにどれぐらいの規模になったほうがいいのか、ちょっとご検討いただきたいなと要望しております。現行より広いほうがよろしいんじゃないかなと個人的に思ってるんですけどね。その辺は検討をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

前回の3月12日の委員会において、片峯市長はことし1月に公表された市財政の見通しについて触れて、指摘に答える形で、事業縮小について幾つかのプランを示して、検討するように指示をしたというふうに答弁があったんですね。それは、その後どのように指示をされたのかね。指示があったとすれば、指示を受けたものはどういう作業したのかお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

前回の委員会の中で、財政見通しの中で、市長の発言としてそういったものがあつたと思っております。この新体育館の件、この事業につきまして、その後、特に見直しというところでの指示はあつておりませんが、全体の事業の中では、全体というのは体育館に限ったことではなく、という部分では、ふだんからその事業について必要なもの、必要な程度、その見きわめを含めて、ふだんから指示があつているところでございます。

○川上委員

市長、あなたが前回の委員会で指示をしたというのはその程度のことだったんですか。

○市長

今、担当課長が申しましたとおり、体育館に限ってのことではなく、今ほかの、例えば飯塚文化会館の改修についても計画をしておりますし、学校の改修についても、今、長期にわたる年次計画を立てております。浸水対策事業も年次計画に沿って行っていくものでございます。その中で、これだけのことができたらいいなという理想とすべき目標はわかるんですが、財政シミュレーションの状況を見た中で、少なくともこのことだけはやるべきだとか、優先順位を再度検討するように、今言いましたような案件を中心に指示をしているところでございます。それに基づいてシミュレーションをしていくように、今後進んでいくものと思っております。

○川上委員

市長はね、3段階の見直しを各事業についても今指示をしておるといふことなんです。各事業の中に体育館は入っているんですか。

○市民協働部長

具体的に体育館についての指示はございませんけれども、費用面でのできる限りの抑制という指示は受けております。事業そのものについての指示は、現行どおり進めていくという形での意思決定をしておりますので、費用面での抑制とあわせて財源の確保という形での指示を受けているところでございます。

○川上委員

市長のこのときの「各事業について」というふうに答弁があるんだけど、この中には体育館は入っていないということを今、部長が答弁したと思うんだけど、そういうことなんですか。

○市民協働部長

今言いますように、事業についての進捗については、現行どおりの計画を進めていくという形での確認を取っております。その中でできるだけ一般財源の抑制というような形で、事業費の抑制、あわせて財源の確保についてできるだけ、今のところ最適化債という起債だけに頼っておりますけれども、いろんな面で財源がないかという形の指示を受けておりますし、アドバイスも受けているところでございます。

○委員長

体育館も入っているわけですね。

○市民協働部長

体育館についてのところでございます。

○川上委員

そうすると前回、この委員会で、三つの段階で事業の事業費の縮減について考えようということで、見直しを指示した対象には体育館も入ってるわけですね。そうしたら、担当部はその指示をいつ受けたのかお尋ねします。

○市民協働部長

この件につきましては、この計画の確定段階以前から指示を受けております。その後につきましての改めての指示というのは、ちょっと覚えてはおりませんが、継続して市長のほうからは事業費の、できるだけ一般財源がかからないようにというような形でのいろんなメニューを研究するように指示を受けております。日にち——、常に言われておりますので日にちまでは

覚えておりません。

○川上委員

日にちを求めているわけではないわけですよ。何を求めているかわかるでしょう。最小の投資で最大の効果を、というのは行政の基本原則じゃないですか。そのレベルの話とは違うんですよ。1月の末までに、先ほど言った、わずか1年半前に出しておいた第2次総合計画をつくるに当たって出しておいた市財政の見直しを見直さざるを得なくなった事態があるわけでしょう。これが1月末までには公表された。これを受けて、市長がどうなのかっていう問いをしたわけですよ。それに対して、その指示をしまったというのが3月12日ですから、見直し、市財政の見通しの公表、1月末から、少なくとも3月12日までの間に指示があっておかないと、市長の答弁は成立しないわけです。だから、今、部長おっしゃったのではよくわからない。実際に指示があったかどうかさえもわからない。日にちとか求めてないです。いつのタイミング、いつの時期なのかっていうこと聞いているわけですよ。もしかしたら、それについていつかと聞くかもしれませんけど。だから、市財政の見直し、見直しが公表された後のはずですよ。その間にありましたか。

○市民協働部長

財政見通しの公表以降につきましては、全事業、体育館に限ったことではございませんけれども、事業全般にわたって優先順位等、今、市長言われましたような指示は逐一、庁議等であっております。体育館の整備につきましては、財源の問題等のことにつきましては従前よりやっておりますけれども、その財政見直し公表後、改めてその念押しの達しは受けております。それが財政見直し以前から手がけていた案件ではございますけれども、改めて市長のほうから、できるだけ一般財源がかからないようにいろんなメニューを探してくるよという指示を、財政見通しの公表後、1月、2月以降に改めて指示を受けておりますので、そのことははっきり述べさせていただきます。

○川上委員

いつというのがわからなかったんだけど、キーワードとしては庁議というのがありましたね。庁議の場で、片峯市長が3段階で、体育館についても事業縮小の見直しを行うよというふうに指示を出したわけですか。

○市民協働部長

庁議での指示ではございません。体育館に限ったことにつきましては、我々の関係部署に対して、できるだけ一般財源がかからないような形で財源の確保について極力努めるよという指示を受けておるところでございます。

○川上委員

「3段階での見直しを各事業についても」と、各事業の中には体育館が入っていることを自覚しておるということでしょう。だれも否定しない。そしたらね、3段階での見直しというのはね、どこかの段階で聞いているはずですよ。全般的な縮小の話じゃない。そうするとね、いつかもわからない。だけど、話は聞いたと。あうんの呼吸ですな。そしたらね、3段階というのはね、担当部ではどういうふうに受けとめてるんですか。

○市長

実は、質問委員、3段階というところにこだわってのお尋ねでございますが、（発言する者あり）いいですか。僕が答えても。今まで積算として上がっているものについては、本当にそのレベルまでの理想なんだろうが、そこまでうちの財政体力の中でできるのか、でも最低ここまではしなければならぬだろう。そうした中で、その間のここまでだったら、この部分とこの部分を充実させることでその中ほどのことというような、そういう分類の中で、わかりやすく言いますと、一つコスモスコモンの改修工事があります。理想の形で全てやり上げるとどれぐらいなのか。少なくとも、今の改修計画でここはしなければならぬというようなところでいくとどこのか。その中で、機械の老朽化等もありますので、このこととこのことだけは改修しなければな

らないということによって、ずいぶん金額も変わってきますので、今までややもするとここまですることが理想だよねっていうことで進めてきて、それができればそれに越したことはないでしょうが、その難しさがありますので、そういう指示をしました。体育館については、現在まだ体育館の具体的な、それぞれの細かな部分、きょう提案しておりますような段階までしか出てませんので、それをその段階で区切ることは今の段階ではできませんが、最終的にできましたら、ここの部分をもっと軽減することができないかというようなことを、正直部とも協議するつもりでございました。しかしながら、今その難しさも感じているのですが、市民意見等をいただいた中で、使うのであればこういう安全性に配慮したこういう設備にしてほしい、広さもこれぐらいのことは確保してほしいというような要望も上がってきておりますので、その要望をできたらなるほどと思う部分も多々ありますので答えたいと思いますし、しかしながら事業費も抑制したいとも思っていますので、そこの判断をどうすべきかということについて苦慮している。体育館についてはそういう状況でございます。

○川上委員

担当部に聞いても、いつ指示を受けたかわからないということのようなので、市長に聞きましょう。指示を出した側がはっきりしてるでしょうから。いつ、どういう場で指示を出したんですか。

○市長

私も1月の財政シミュレーションを見まして、なんとかこの是正をということで意識を持ちましたので、その後の庁議の中において、このような状況であるので各部署でこれから進める事業についてはっていうことで、指示を出したというように記憶しています。

○川上委員

それはいつの庁議ですか。

○行政経営部長

財政見直しにつきましては、市長言われますように、1月22日の庁議、この中で財政見直しを私ども財政のほうから説明いたしまして、そして、みんなで情報を共有した中で、今後ともいろんな事業については、やはり非常に厳しい中でやっていかないといけないということをいただきまして、いろんな財源策を今後とも取っていかないといけないということは、指示というか、市長から説明を受けております。その後、2月の初めにかけて議会のほうに報告したという状況になっております。

○川上委員

いつの庁議かと聞いたわけです。

○行政経営部長

1月22日に庁議を行っております。

○川上委員

1月22日に市長が、前回この委員会に報告したような指示を出したということですか。

○行政経営部長

体育館のみならず、市場も全て、今後の施設整備、それから運営、全体の事業についての指示なり、そういった話をいただいております。

○川上委員

担当部長はその理解で大丈夫ですか。1月22日にあなたは指示を受けてるんですよ。今、市長と行政経営部長の答弁によると、担当部長は1月22日の庁議で指示を受けてるんですよ。先ほどそういう答弁なかったけど、一致してますか。

○市民協働部長

先ほど、行政経営部長の答弁は全般的な庁議での確認事項で、それはあっておくことは確認をいたしております。ただ、体育館に限ってのご質問という話になれば、進捗状況等の内部調整す

る中で、そういった機会は数々ございますので、そういった中での財源の確保、一般財源の抑制というのは、その都度その都度言われておりますので、1月以降のいつかということ質問されても、いつかという日にちまでは確認は覚えておりません。調整事項は逐次調整させていただいておりますので、そういった状況でございます。ですから、1月の庁議での財政見通しの確認を受けての全般的な指示というのはあっていることは確認をいたしております。

○川上委員

あのね、あのですね、市長が1月22日の庁議で、前回、当委員会に答弁したようなことを指示をしたというふうに行政経営部長が今証言してるわけですよ。市長もうなずいている。のであれば、各事業についてだから、担当部長も体育館についても指示を受けたと。1月22日に。受けとめるのが普通じゃないかと思うんだけど、あなたはそれを返事しないね。どうして返事できないんですか。

○行政経営部長

私は1月22日につきましては、今、市民協働部長言いますように、全般的な施設あるいは事業運営についての市長からのお話をいただいたところでございますが、個別の3段階での各事業についてという前回の答弁については、その段階で言われた話ではありません。

○川上委員

3段階で各事業という単語を使ってね、庁議で指示をしたということなんでしょう。その庁議はいつかと最初から聞いてるじゃないですか。いつなんですか。

○市民協働部長

今のご質問の答弁になるかどうかわかりませんが、私どもの先ほどの答弁が1月の庁議において指示を受けてないという返事をしたと、答弁をしたというのであれば、訂正させていただきますけども、そういった全般の事業の見直しの中での指示は受けております。

○川上委員

行政経営部長と市民協働部長が言われてることは、後で会議録見れば、何か違うこと言ってるってよくわかるけど、市長がいつ言ったのかを言えばはっきりするんじゃないですか。3段階、各事業と言ってるんだから。個別にとか聞いてない。私は自分の独自に入手した情報で話してるわけじゃないですよ。市長が3段階、各事業と言ったのはいつかと言ってるだけです。個別には言っていないって言うから、みんな全般的に言ったんだっていうわけやから、それが庁議でしょうって言うからいつかと聞いただけですよ。それ、わからないわけ。

○委員長

だから、さっきの件で、行政経営部長のほうは結局、1月22日ということだから、森口さんのほうも1月22日に聞いとるということだろう。だから3段階というけども、その中でいろいろ各部門がそれなりにご理解をして、要するに経緯を少しでも、金額を少しでも財政が出さないようにあらゆるものを考えろというのが庁議であったわけやろ。そこのところ、はっきり言ってよ。どっちが言う。先ほどから1月22日と出てるわけだから、そこのところもう少し中身を濃く。

○行政経営部長

1月22日に庁議、この中で財政見通しを内部的に、これで確定というか、こういう見通しになりますということ報告をいたしております。その中で市長のほうから事業、大きな事業がかなり当然、体育館、市場、それからハイツ、それ以外にも空調、いろんな施設整備がありますので、その中で財源の問題、それから費用の問題、こういったものを圧縮、ある程度縮減していかないとやっていけないということを話をいただいております。その中で、この3段階というはっきりした名言はありませんが、私どもとしてはやっぱり今、市長が言われますようにマックスでどれぐらいか、最低限でどれぐらいか、そしていろんな市民の意見を受けてどうかというものを受けた中でやっていくということ認識しているところでございます。

○川上委員

そしたらね、担当部がどう受けとめておろうと、市長は庁議の場でその旨を言ったってことになったわけでしょう、今の答弁で。そうするとね、担当部あるいは担当課は、この市長の指示に基づいてどういう作業したのかお尋ねします。

○市民協働部長

先ほどの市長の答弁にもありましたとおり、事業費等の、規模も含めてでございますけれども、いろんな団体のほうからいろんな、先ほども一部議員のほうからご質問ありましたけれども、なかなか要望を全て満たすような規模と、8800平米というある程度の上限がございますので、そのところでなかなか苦慮している現実がございます。ですから、そこ辺のところにつきましては明確な動きというのは今のところ設計の基本設計なりができ上がりまして、先ほどの議員の質問にもありましたように、8800平方メートルという限られた上限面積の中で、できるだけ無駄なスペースをなくして、市民の要望を聞き入れた中で効率的なスペースの確保ができればということは今から協議をしていきます。

もう1点、財源の問題でございますけれども、今のところ、この場で明確には申し述べられませんが、国県等と交渉しながら、できるだけ起債以外の交付金等の協議を進めているところでございまして、今の段階で申し上げられませんが、具体的な市長の指示を受けての動きというのは今のところそういった状況でございます。

○川上委員

市長の言った事業費マックスは幾らと考えているんですか。

○市民協働部長

今、事業費としては46億円という数字を基本計画の中でお示しをさせていただいております。この施工の段階になりますと消費税も上がりますし、今のところ2020年のオリンピックの事業等で建設物価も上がっておりますけれども、設計の段階ではどういうふうな動きが出てくるか、ちょっと心配されるところもございます。できるだけ基本計画の中で示している46億円という数字が財政見通しの中でも基本になっておりますので、その金額を、できるだけその金額で行くような形で努めたいというふうに思っております。

○川上委員

片峯市長ね、46億円というのは市長の言葉で言えばマックスなんですか。それともミニマムなんですか。

○市長

これは、この数字についてはこれまでも何回も当委員会の中で担当部署のほうからお示しをしてきたところでございます。現在、担当部長のほうの説明します46億円というのは、新体育館の建設費でございますので、今度は駐車場整備、周辺の整備等も含めると、これよりももう少しふくらむかなと思っておりますが、現在試算しているその数値をマックスとして考えていきたいと思っております。

○川上委員

駐車場整備だとかそういうものも加わってきますよと。そうすると、それ入れると幾らになりますか。

○市民協働部長

今、基本計画の中でお示ししております基本敷地内での駐車場整備というのはこの46億円の中に含んでおるつもりでございます。先ほど市長も述べますとおり、できるだけこの46億円の中で収める事業費で考えております。その後の状況につきましては、周辺が公園敷でございますので、多少の公園敷の整備もあるかと思っておりますけれども、体育館の整備につきましては今予定しております300台そこそこの駐車場も含めた中で計画しようとしております敷地の中の事業費につきましては46億円を上限に事業、基本設計を進めていきたいというふうに考えております。

○川上委員

46億円は少し大きいけれども、あなた方の考え方から言えば頭金にすぎないと。この46億円を使えばね、次々にしなければならぬことも出てくるでしょうというふうなふうに聞こえる。それにしてもね、市長、決定的なのは、市長は46億円を多いなということで、事業縮小の検討をなささいという指示を出した。担当部長はできるだけ46億円以内に抑えたいというふうに言ってるわけですよ。これマックスじゃないんですか。できるだけマックスの中にしたいと言ってるわけじゃない。これ例えばだけど、30億円とか15億円とか、そんなミニマムのほうには向いてないよね。だから、市長は事業費縮小で3段階の事業見直しを各部に指示をしたんだけど、担当部は何を思ったかマックスの数字にできるだけ近づけたいというふうに言ってるわけですよ。指示が通ってるんですか、担当部に。どう思いますか。

○市民協働部長

46億円に近づけたいという趣旨を述べたわけではございませんで、46億円を上限と考えたいということでございます。御存じのとおり46億円という数字を積算した段階から今も建設資材等、人件費等の高騰で単価が上がっている現状でございますので、正直言いまして46億円の心配があるというところが現状でございます。ですので、計画を立てた以上はこの金額の中で収めるだけの規模というのはある程度縮小というのは難しいかもしれませんが、施設整備の中でできるだけ費用を抑えた中で46億円をマックスとして考えて計画、設計を進めて、協議を進めていきたいというふうに考えてございますので、46億円に近づけるとということではございませんで、抑えられれば抑えられるに越したことでございませぬので、それも含めて、財源も含めて、今後調整させていただくということでございます。

○川上委員

市長、わかったでしょう。46億円っていうのがあるでしょ。あなた方はほかのプラスアルファも含めたら46億円を超えそうだなと言っている。担当部はね、2020年のこと等もあって、それを別にしても46億円で収まらんだろうと考えているわけですよ。だから、担当部長はできるだけ46億円に近づけたいと言ってるわけですよ。私はこういうふうに近づけたいと言っているとは言ってないでしょ。こういうふうに近づけたいと言ってる。そうすると、46億円という数字はあなた方にとっては何なのかがわからなくなるでしょう。マックスなのか、ミニマムなのか。担当部長は、46億円は最低必要ですよっていう数字になってますって言ってるわけですよ。そしたらね、考えてみて。この46億円っていうのが先ほどから言っている見直しの市財政見通しの圧迫してるわけでしょう。各部、卸売市場でも何でもね、少し考えましようよって言ってるわけでしょう。ときに46億に近づけるようにしますと、何の影響があるわけ、財政見通しの是正、改善に。46億円から減らそうと考える。事業費で、出すほうで言えばですよ。これをもっと減らそうと考えればね、財政見通しにプラスの、あなた何と言った。少しでも明るいものがあって言った。になってくるけど、ここからここに下ろそうとかいうのは全然関係ない。ここが市財政の見通しの世界だから。今はね、市財政の見通しをはるかに超えたところに、この体育館問題あると、総事業費は。とのことを今のやりとりで明らかにみずからしたことになってると思うけど。

だから、質問ですけど、市長は3段階の事業費見直しを各事業部において行うように1月22日に言ったというんだけど、その中身は市財政の見通しを是正しようだとか、いうものには全くつながってないと、少なくとも体育館については。これが浮き彫りになったんじゃないですか。市長、どう思いますか。

○委員長

市民協働部長、もう一度正確に言ってください。46億円を中心って言ってあるんだけど、あなたの言い方はそれに近づいて少しでも経費を落としたいという、ちょっと受け取り方が違うんで、もうちょっと明確にできるものがあれば、明確にちょっとお願いしたいと思います。

○市民協働部長

先ほどから説明させていただいておりますとおり、この46億円という数字はある程度の国の指針等をベースにつくり上げた数字でございます。実際、規模とか設計をやりますとどういう具合に、どの程度のぶれが出るかというのははっきりちょっと見えないところがございます。ただ一方、我々担当部署として心配しておりますのが、建設物価等が上がっております関係で、2020年度以降の着工になりますので、物価が落ちつき、あわよくば下落していくことを期待しているところでございますけれども、そういった状況になれば当然、46億円の中で、中といいますか、抑えられることができますけれども、我々としては今の段階としては、物価が上がってもできるだけ46億円以下、できるだけそれ以内に、以内のできるだけそれでも低く抑えてくれるような努力をしていきたいということで述べたまででございますので、当然上に行くからそこに抑えるというような考えで述べたわけでございませんので、ちょっと私の答弁がまずければ訂正をさせていただきます。

○川上委員

ちょっと、答弁を訂正するって言ったんですか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:59

再 開 11:10

委員会を再開いたします。どういう形で行きましようか。答弁いただけます。森口部長、もう一度お願いいたします。

○市民協働部長

ちょっと確認のためにもう一度述べさせていただきますけれども、事業費そのものは46億円の中でできるだけ抑制をする中で努めていく所存でございます。いろんな、今の状況では設計が何も上がってきておりませんので、レイアウト等もわかりませんし、それをもって事業費が大体どのくらいになるかというのも、設計の段階に着手しないことにはわかりかねます。出てきた段階で46億円という数字を、規模を縮めるものかグレードを下げるものかいろんな手法があるかと思っておりますけれども、設計の段階でそれを詰めていきたいと考えております。今の段階としましては、先ほど述べましたとおり、事業費の具体的な調整というのは、そういった状況でできておりませんが、財源につきましては46億円をできるだけ、46億円のうちできるだけ財源を確保して後年度負担が少しでも抑えられ、財政見通しのほうにできるだけ寄与するような形で担当部署としては、その後の動きとしてはそういう調整を進めております。具体的になりましたらご報告をさせていただく機会もあろうかと思っておりますけれども、今の段階としましてはそういった状況でございますので、1月、2月以降の我々の取り組みとしては以上のような状況でございます。

○川上委員

それで1月22日からきょうまで約2カ月経過してるんだけど、2、3、3カ月か、経過してるんだけど、具体的にはどういう取り組みをしたのかお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

先ほど部長が申しましたように、事業費の中で、一般財源をなるべく減らすという考えの中で、今現在は公共施設等適正管理推進事業債を充てるというところで考えておりますけれども、それ以外のいろんな公金であったり、補助金等が取れないかというところで今検討を進めているところです。

○川上委員

ということは、この3カ月間、入りのほうについては補助金を探していますというだけなんです。出のほうについては46億円がマックスではないということに今なりましたね。この1時

間のやりとりで。できるだけ46億円にしたいと思うけどもということになってる。しかもその要因は、本体について、駐車場含むんでしょうけど、本体を圧縮しても46億円になるかどうか。実はそれ以外にプラスアルファのものが生じてくるということになりますからというでしょう。だから何が明らかになったかという、1つはね、市長の指示が、具体的に担当部で受けとめられてなくて、まともな仕事がされていないということです。それから、それに尽きるんだけど、したがって、担当部ではね、入りと出のほうで、特に、出のほうで仕事をまるでできていないということがわかったと思います。そのことをスポーツ関係者、地元の住民の人たちの新体育館に対する意見や要求、そのために事業費が膨れ上がるんだというような話は本末転倒だというふうに指摘をしておきたいと思います。

それで次に、報告にありました耐震診断のことなんですが、耐震診断がそのように報告がなっています。これ、見ますとね、かなり膨大です。それで、その重要な点は、3月5日、ERI、判定会議に出されて妥当であろうというふうになっておるものがあるんですけど、中心点は、現況建築物の耐震診断という項目があって、その1が、2の1ですけども、建築物調査、概要は別表3に示すとおりであるというふうにまず書いてあります。この別表3というのは、こうなってるんですよ。調査結果についての所見とあります。本建物はコア供試体の全ての圧縮強度が設計基準強度より著しく高いので、コンクリートの診断時強度は1.25掛ける20.6、設計基準強度イコール25.7ニュートン——、これ何と読むんですか、を採用した。いずれにしてもね、著しく強度が高いということは、言ってるわけ。もう1つね、1階の壁において縦筋の脚部の定着は土間コンクリートに定着されているという、こういうことも書くのかと思いましたが、それで、全体としては立派ということ書いてあるんじゃないですか。ところが、耐震診断について、耐震診断という角度から言えば、耐震診断の概要は別表4の1から別表4の10に示すとおりであるというように書いてます。その内容については、X・Y方向ともゾーニング診断を行っています。耐震診断の結果は構造耐震指標、1Sの最小値がX方向で云々と、3行ぐらいで書いてるわけ。それはさっき建築課長が紹介した元となる見解なんです。この別表4の1から10と書いてあるので見てみると、別表の4の3の中に、調査結果についての所見というのがありますよね。ページ数でいうと別表3と書いてあると思います。これ見るとね、あ、これ今読んだんだ。失礼しました。別表4の6というのがあります。この中でね、コンクリートブロック壁は背筋状況、モルタル充てん状況を柱、梁への鉄筋定着状況を確認し、大地震時に倒壊の可能性がある場合には撤去または倒壊防止の措置を講ずる必要があると書いてあるわけ。そういう可能性がある場合はもうこの壁外した方がいいですよ。それから、3通り側の鉄骨屋根のサブトラス、STの端部と、RC壁側面に設置された鉄骨造台座部分の接続部分に関しては、アンカーボルト孔にアンカーボルトが設置されていない箇所3カ所が確認されたので、地震時にサブトラス、ST脚部が落下することのないよう、新設のアンカーボルトによる締めつけ等の措置を施す必要があると書いてるでしょう。これ最後なんだけど、本体育館のアリーナ天井は特定天井に該当することから、改修時に検討の上、必要があれば適切な補強を行うことというように書いてるわけです。全体としてね、81年以前の耐震基準に基づいて設計されたこの設計が妥当であること、施工についても妥当であることが全体としてうかがわれる、経年劣化を考慮すれば。だから、81年以前の地震については十分に対応できる、今も。可能性があるということを書いていることだと思うわけです。これをどう見るかっていうことなんですよ。じゃあ、今問題にしている震度6とか7とかに対して、これが、対応できるかについては調べてくださいということを書いてるでしょう。具体的にどう対応するかを考えてくださいということ書いてるでしょう。大地震時のときには倒壊する危険性があれば、その壁は先に取ってくださいとか、これは、耐震補強補修のことなんですよ。

○委員長

川上委員、あなたの言う資料が僕らこれ載ってないんで、どこの資料をご説明してあるのか。

暫時休憩します。

休 憩 11:22

再 開 11:31

委員会を再開します。

今、川上議員のほうで発言があって、執行部の資料ができる間、一応これ、ここで止めて、ほかに委員の方で質疑がございましたら進めていきたいと思っておりますので、ほかに質疑はございませんか。

○江口委員

予算委員会そして特別委員会、3月議会の質疑の中で、耐震診断の部分と建てかえの分と比較して、きちんとそれを示すというお話がございましたが、きょうの資料にはないようですが、それについてはどうなっておりますか。

○委員長

意味がわかる。

○健幸・スポーツ課長

すいません。ちょっと確認になりますけども、耐震診断後のそれぞれ大規模改修をした場合、どういうふうになるかというところでの比較表ということでよろしかったでしょうか。今回、体育館を建設するに当たりまして、6施設の体育館等を集約するということになります。そして、第1体育館の大規模改修をした場合ですけども、概算費用といたしましては、約15億5100万円となります。これに加えて、エレベーターの設置費であったり、これが約2400万円、そして、立体駐車場を整備いたしますと約5億円が必要となります。合計では約24億2000万が必要となります。第2体育館、こちらのほうを大規模改修いたしますと約2億4000万円、颯田体育館、こちらのほうが約5億4000万円、穂波武道館、こちらが約2億5千万円、颯田武道館、こちらのほうが、1億6000万円、弓道場が約2億3千万円となりまして、合計で約38億5600万円となります。また、これを一般財源ベースで考えますと、各体育施設、各施設の耐震補強工事につきましては、住宅建築物安全ストック形成事業の限度額の範囲内で一番よい条件が採択されたといたしましても、それと、また、スポーツ施設整備事業の社会体育施設耐震化事業を活用いたしましても、合計で約1億8200万円となります。一般財源といたしましては約36億7400万円が必要となります。一方、体育館新設の場合ですけども、こちらのほうは、合計で約45億5000万円が必要となりますけども、公共施設等、適正管理推進事業債、こちらを活用いたしました場合、一般財源といたしましては、約19億3800万円となりましたので、体育館を新設した方が経済的と考えております。

○江口委員

資料も出さずに言われても全くわからないんです。市長が言われたのは、次のような部分ですよ。有利な起債を使用して移転新築するほうが財政的な将来にわたるメリットもあるということ、今後きちんと整理し、議会や、そして市民の皆さんにも見える形でお示しをしていきますので、今回の議案第20号につきましてはそれに向けて一歩前に進めさせていただきますようお願いいたします。それについて、非常に心配なだけけれど、それを示すというお話だったので、苦渋の判断ではあるんだけど、賛成と判断をいたしましたと討論でさせていただきました。きちんとこれを整理して資料として出していただきたいと思っておりますが、それについて提出いただけますか。委員長においてお取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

○委員長

健幸・スポーツ課長、資料出されますか。

○健幸・スポーツ課長

はい。

○委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求がありました資料について要求することにご異議ありませんか。

(な し)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料提出を求めます。時間がかかる。ほかに何かこれ以外に質疑がありますか。

○上野委員

新体育館、これ建設を進めるに当たって用途廃止した施設があるんですが、解体工事どうなってますか。

○健幸・スポーツ課長

今のところ、解体の具体的なスケジュールというのは決まっておりません。

○上野委員

いつまでに決めていつまでに壊されるんですかね。

○市民協働部長

基本的には公共施設で不要になった財産については処分というのが大原則でございますけれども、その後の公共施設の再編の中で、不用という話になれば処分という話になりましようけれども、解体して売なのか、そのまま売なのかというのもございますので、今の段階としては、移転して、新しい体育館ができて移転するまでにはその方針をできるだけ早い時期に決定する必要がありますけれども、今の段階としては明確な方針というのはまだ決まっておりません。

○上野委員

早く決めてくださいね。もう1点なんですけど、設計プロポーザルの予定も出てるんですが、プロポーザル募集するに当たってどのような要件を付されるのか教えていただけますか。もう具体的に聞きますね。46億円で抑えたいという話だったんですが、金額46億円未満に抑えてくれというような条件を付すのか、それとも規模優先で設計してくれということのかどっちなんですか。

○健幸・スポーツ課長

まず1点、事業費についての記載はありません。設計が幾らですという形での――。

○上野委員

わかりました。それはそれで構わないんですけど、先ほど部長が心配されてたように、資材の高騰とか人件費の高騰とかで、飯塚市として払えないような金額の提示になってくると、言われたようにグレードを落としたりとか、そういったもので対応できないような場合も出てくるやもしれませんので、そこら辺のことをきっちりお話し合いをされながら設計作業も進めていっていただかないと、基本設計、実施設計は出てきたわ、金額はとてじゃないからできませんとかになると、また二度手間になったり三度手間になったりすると大変なことなので、そこら辺はきっちり進捗管理のほうよろしく願いをしておきます。

○委員長

ほかにございませんか。暫時休憩いたします。

休 憩 11:42

再 開 13:00

委員会を再開いたします。執行部より、午前中の上野委員の質疑に対する答弁を訂正したい旨の申し出がっておりますので、これをお受けいたします。

○健幸・スポーツ課長

申しわけありません。午前中の答弁の中でプロポーザルを行った際、事業費46億円の記載についてというところで、記載がないというふうな回答をいたしましたけれども、募集要項の中で46億円という記載をいたします。なお、この分については最終的には選考委員会の中で決定がなされます。これまでの募集要項の中では、そういう事業費の記載をいたしておりましたので、今のところというか、でも、事業費46億円という記載をする予定としております。以上です。申

しわけありませんでした。

○委員長

それでは、江口議員のほうから先に行きますか、どうします。江口委員。

○江口委員

資料はいただきましたが、先ほど説明があつた分、エレベーターがどのとかいう話があつたと思いますが、そこら辺が全くないんです。あわせて、たしか体育館の大規模改修については、15億円とかいう発言があつていたかと記憶をしておりますが、これを見る限りでは26億円と、10億円の開きがあるんですね。これはどういったところが理由なのかが全くわかりませんので、ぜひ次回でも結構なんで、この資産の積み上げの部分、基礎となる数字の部分、先ほどのエレベーターのとかいう発言もあわせて、資料を出していただきたいと思います。まず、口頭でいいので、この10億円も変わってる部分、なぜこう変わったのかお聞かせいただけますか。

○健幸・スポーツ課長

第1体育館の大規模改修の概算のところで、当初、15億5100万円という数字を出させていただいております。今回、それをある程度細分化して見直す中で、耐震診断の委託料、大規模改修診断委託から始まって、診断委託費、大規模工事業務の委託費、耐震補強工事費、また大規模改造の工事費、大規模工事監理業務委託費、それと駐車場の設計業務委託、駐車場の地盤調査業務委託、駐車場の整備工事費、駐車場整備工事監理業務委託というところで、それぞれ費用を計算いたしましたら、約24億円という数字になっております。大きなものとしたしましては、駐車場の整備工事費、これは今ある第1・第2体育館の敷地内に駐車台数を300台置けるような形で立体駐車場を設けた場合というところで試算したときに、工事費が4億5600万円かかるというものとなっております。

○江口委員

そういった分も含めてきちんと資料を提示していただかないと、市長が言われた、きちんと比べて明らかにするということのはなされていないという形になるかと思っておりますので、その点指摘をしておきますので、早急にその点についてはっきりされるようお願いをいたします。

○委員長

ほかに。

○川上委員

午前中、耐震診断結果の報告書の、現況建築物の耐震診断2の中のページの3のところに見見というのが、失礼、2の3か、2の3の耐震診断結果の評価ということで、報告あつたと思いません。それで、X方向についてもY方向についても、想定する地震動に対して所要の耐震性に疑問ありと。いう評価になってるんですね。それで、先ほどはこれから派生して、福岡県のホームページにも記載されている基準によれば、大地震については何て書いてあつたの、サイドボックスに入ってるやつですね。サイドボックスの附表、福岡県の評価の附表のところ表がありますよね。中ほどに太枠囲いがあります。これの左右以外の場合にグレードⅡに対応しますということで、その下の表の欄外の注釈を読みますと、大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性があると。Ⅰが危険性が高い。Ⅲが危険性が低いとある中での、この危険性があるという表記なんだけど、それで、この評価をどう受けとめておるか、どう評価しておるか、お尋ねします。

○建築課長

今回、新たに追加させていただいた資料の一番最後になりますが、福岡県のほうにホームページ上に公開されている資料でご説明いたします。こちらのほうの資料の中に、先ほど私のほうで計算過程のほう、ちょっとお話ししましたが、その中にございます構造耐力上、必要な部分の地震に対する安全性の評価の結果という欄がございます。この中に、飯塚第1体育館につきましては、 I_s 割ることの I_{s0} イコール0.52、 $C_{tu} \cdot S_d$ イコール0.2ということで、先ほ

ど川上委員がご質問されております附表の中でいきますと、このⅠ、Ⅱ、Ⅲの分類の中のⅡの分類に該当ということになっております。

○川上委員

午前中言ったこととダブるところ若干あるんだけど、この現体育館は、82年以前の耐震基準に基づいて設計され、施工されて今日に至っているんだけど、それは基本的にまともであったということが、これでわかると思うんですね。前基準に対してもね、ひどい設計だったとか、施工も悪かったということではないというのが全体としてわかると思います。したがって、ここは何が問われるかということ、震度6あるいは7に対応できるようにどう考えるかっていうことだと思うんですよ。それは熊本の地震についても旧耐震基準の場合だと、これは国の統計にもよるけど、702棟のうち225棟が倒壊したというんですね。旧基準のまま。設計が妥当であったかどうかというのは別ですよ。新耐震基準では1042棟があるんだけど、これは80棟が倒壊したということで、当然ながらというべきか、新基準に基づく設計、施工の建物が住民の命を守る上で有利であったということは明らかだろうと思うんです。したがって、今、私たちの前には初めて、初めてですよ、新基準に基づく耐震補強のやり方、技術的に、あるいは費用的に検討する条件が初めて我々の手元に来たということだと思うんですよ。

それで、選択肢の問題として考えていけないといけないんだけど、片峯市長はこの問題について、グレードアップ、バリアフリー化等も含めて幾らかかるのかだとか、期間がどれぐらいかかるのかだとか、そういうことを考えなければなりません。そういうことを含めて、市民の皆さんに意見を聞くようにしたいというのが、前回委員会での答弁だったと思います。そこで、その作業に着手するべきではないかと思うけれども、そこについてはどうお考えかお尋ねします。

○市民協働部長

質問委員が言われますとおり、現体育館自体につきましては、旧基準については満たした中で、今の現状としましても震度5強程度までなら倒壊する心配はないというような結果が出ております。しかしながら、質問委員が言われますとおり、それ以上の震度については保証しかねるというような危険性があるというような状況が出ております。これを、この状況を見てどう判断するかという話でしょうけれども、先ほどの江口議員のご質問の中でも出ましたとおり、今の体育館自体の耐震補強に限らず、継続して使うためにはそれなりの設備の投資が必要でございます。その状況をあわせまして、先ほどの事業費の中で駐車場の問題等も説明がございましたけれども、現実的かどうかわかりかねますが、立体駐車場にするというような、投資の中で、それが効果的かどうかという判断をする必要性があると思っておりますし、あわせまして耐震補強をする、また、その駐車場を整備するという期間につきましては、現体育館自体の使用というのは制限がされます。そういったところも含めまして、市の方針としましては、結果こういう形が出ましたけれども、並行して進めておりました移転建てかえの計画そのものにつきましては、そういった状況を受けましてでも、やはり計画的に進めるべきという判断のいたした上で、今後、予算通させていただきますけれども、事業を進めていくという考えでございますので、今の質問委員の答えになってるかどうかわかりかねますけれども、この結果を受けましてそういった判断のもとに事業を進めていくという考えでございます。

○川上委員

答弁になってないかもしれないけど一応しゃべりますという答弁はやめてもらいたい。それで、耐震診断と耐震補強の問題を、目の前に条件がそろったのに、ね、そろったのに、それは729万円もかけて出したんですよ。嫌がる市長が世論を受けてやろうということになって、目の前に成果品が出てきた。これは、脇に置いて先に進みたいですよというわけにいかないでしょ。しかも、今言ったように耐震診断の結果というのはおっしゃるとおりですよ。そこで、少しくどいけど言っとくけど、熊本は2回震度7でしょう。それでもね、旧耐震の建物が702あって、そのうち倒壊してるのは225なんです。これはひどいと思いますよ。新の場合は1042のうち80棟

なんです。これは何を意味してるかというね、我々が急いで、正確な知見に基づいて、正しい知見に基づいてきちんと耐震補強すれば、倒壊の危険性というのは相当程度にまでおし下げることができるのではないかと。部長は震度5なら大丈夫とか、6、7なら責任持ちかねるとかいうような表現をしたけど、そういう不正確な表現したら駄目ですよ。だから、旧耐震でも持ちこたえることがあるし、新でも持ちこたえられないことがあるわけですよ。だから、関係機関の表現は非常に正確っていうか、丁寧に出してるでしょう。

そこで、そうなってくるとね、我々が議論と討論の中で729万円かけてこれだけの成果品が出ているわけだから、じゃあ、震度6、震度7に、いつ起こるかわからんわけですから、対応する耐震補強、それには本当は幾らかかるのかって話をしないとイケない。先ほど江口委員がかなり正確な指摘をしたと思うんですけど、15億5100万円というのは、耐震診断もやらずに、どうやって金額はじき出したのかっていうことを聞きたくなるわけですよ。答弁求めます。

○健幸・スポーツ課長

大規模改修をするときの単価につきましては、自治総合センターが出しております地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書、この中で出された単価、それを物価上昇率を加算したところで単価を出しまして、その面積に乗じた金額を出しております。そうすると、あなたが紹介したセンターの前もって持っている基準のうち、うちの体育館の面積は幾らかというので割り当ててみたらこれに当たりましたという数字なんです。そういうことですか。単価と面積の分が出された数字になります。

○川上委員

そうするときょう先ほど提出された二十四億二千——、約24億円ですよ。この数字はどのように出したものですか。

○委員長

ちょっと待って。さっき説明したよね。もうちょっと聞く。先ほども説明いろいろう一つと重ねてきてこうなったということだったんだけど、もう一遍言わせましょうか。どうします。

(発言するものあり) さっきも話したじゃない。いろいろこういう形やったけど、これとこれと入れ込んだ金額は、今この24億円の金額になったちゆうことやろう、結局。もう一度答えてください。

○健幸・スポーツ課長

第1体育館の大規模改修の概算費用といたしまして、24億2100万円の数字の根拠ですけども、それで、実際に必要となる部分について、以前の分は単価と面積の分のみとしておりましたけども、もう少しその中身について検討した中で、耐震診断の設計委託費、耐震診断設計委託費、大規模改造工事設計業務委託費、耐震補強の工事費、大規模改造の工事費、大規模工事の監理業務委託費、駐車場設計業務委託費、駐車場地盤調査業務委託費、駐車場整備工事費、それと、駐車場整備工事監理業務委託費というところで試算をいたしまして約24億円という数字を出しております。

○川上委員

そうすると15億5千万円と言ってたときのセンターの単価とそれから面積、同じ流れの中で試算をしたということですか、積み上げたということですかね。

○健幸・スポーツ課長

大規模工事費につきましては、そのままの数字になります。ただし駐車場、立体駐車場を設置するとかいう形のもの当初想定を全くしておりませんでした。当然この最初の単価掛けるの面積というもので数字を出しておりますけども、この中にはそういう費用については入ってないと考えておりますので、そういうものをつけ加えて、数字を積み上げたということになります。

○川上委員

例えば、「等」の中が膨れましたというような話なのかなって気もするけど、そうすると、こ

の24億円あるいは耐震補強の部分については、今度の耐震診断の結果は何ら反映していないということになりますね。

○建築課長

今、質問委員の耐震診断の結果が含まれてないかというところですが、概算で耐震診断の工事費につきましては、現在、補助基準額、平方メートル当たり5万3000円という金額に対して、施設対象面積を加えたところで今回、算出は行っております。

○川上委員

だから、それは以前と同じでしょう、15億円のときと。だから、私が言ってるのは、X方向でこうですよ、Y方向でこうですよ、NGがここで出てますよというものについて、それできちんと補強していこうとすると幾らになるのかっていうことは考慮してないでしょうっていうこと聞いているわけですよ。考慮してるんですか。

○委員長

そこまで出るのかな。

○建築課長

今委員おっしゃるような、今回の結果を踏まえての補強費、これは現在のところはまだ出ておりません。あくまでも、概算費用として今、算出をしております。

○川上委員

だからね、さっきからくどく言ってるけど、この委員会で議論し、そして当初市長がもう建てかえるんだから必要もないでしょうと言ってた耐震診断、法令違反ですよと県知事から言われて、それでもやっぱりやらないといけませんかと、当然でしょうと言われてやって、729万円の税金かけてやった。その成果品が出てきたのに、その成果に基づかずに別の次元で今までそれがないときから考えていた考え方の概算の出し方によって、また今度も出していると。何のためにその耐震診断やったのかということになるわけでありまして。明らかになっておるじゃないですか。震度5では基本的に大丈夫だろうっていうことを言ってるわけ。7とかなったら大丈夫ですかっていうことになってるわけやから。これ補強するためには、現実的にはどのくらいのお金がかかるかというのが、現実に基づいた、事実に基づいた数字を把握できる状況に我々もう来てるわけですよ。そうしたら、補強工事をするためには幾らかかるのかっていうのを試してみればいいじゃないですか、現実的に。そうしたら15億円もかかるわけないということが、市民協働部長が答弁したように、前回、はっきりわかりますよ。だから、ここまで来てるんだから、耐震補強工事どのくらいかかるかについてコンサルかけたらどうですか。答弁を求めます。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:27

再 開 13:28

委員会を再開いたします。

○川上委員

この成果品をベースにして、今やりとりした成果品をベースにして耐震補強工事をするとしてればどのくらいお金が本当にかかるかっていうのを調べてくださいと、調べたらどうですかって言うてるわけ。ネットでもさ、ソフトがあるじゃない。市の持てる技術力でできるかどうか知りませんが、できるなら市ですればいいじゃない。できないんだったら委託も考えればいい。15億円もかかるわけないでしょう。だから、ぜひ耐震補強工事に幾らかかるかね、今度の成果の上に調査をしてくださいよ。市長、あなたはその成果を踏まえて市民の意見を聞くと、利用者の声聞くというふうに答弁したでしょ、前回。ぜひやってくださいよ、市長。答弁を求めます。

○道祖委員

耐震結果は結論的に言えば震度5強程度はクリアするけれど、震度6から7については保証す

るものではないということでしょう。そして、これ飯塚市の新体育館建設基本計画の中の8ページでも、求める今の基準をクリアしないと。6以上ですか、今の基準は。それをクリアしないから建てかえたほうが良いという判断をいたしましたということですよ。建てかえるに当たっては、ほかの合併に伴ってほかの体育施設との縮減、あわせて縮減しますと、適正化債を使う関係でしますということでしたよね。その結果として、ここに費用、江口議員が要求した費用があるわけですよ。維持管理費をそのまましておいたとしても、ここに17億3586万円はかかりますよということは出てきてるわけですよ。改めて言いますが、耐震補強に15億円かかるという説明であったということを書いてますけれど、耐震補強をかけない、それがただでできたとしてもね、維持費としては17億3586万円かかるわけでしょう。だからこの際、将来のことを考えていったときには縮減、適正化債を使うんで、安全な体育館をつくれたほうが良いという判断に立って執行部は進めてこられたんじゃないかと私は判断しますが、それとなおかつね、建てかえるから、そういうことが考えられるから建てかえる方針を持ってきたわけですよ。だけど、確かに指摘があって耐震の診断をしました。その結果、今言った結果が出たんですよ。だけど、7にするんだったらどれぐらいかかりますかということをするためにしたわけではないんですよ。当初から言ってるように、合併して体育施設の適正規模を考えていくために、今後の維持管理費を考えていくために集約しようという方針で来たわけですから、ただ、建てかえるに当たっても2年、3年かかるから、その間にもつのかということが考えられるから、耐震診断をして、もつかもたないから確認だけしときましようという判断でやったわけであって、後、今の現行の体育館を耐震補強を絶対して維持管理していきますよという話ではなかったというふうに判断してはいますが、今、川上委員が言われてることになれば、一から出直せというようなことになるんじゃないかと私は判断しますがね。私が言ってるのが間違いかどうかだけ確認させていただきます。

○市民協働部長

今、道祖委員が言われましたとおりでございます。まず耐震診断のこの目的につきましても、今言われますとおり、大規模集客施設において、多く人が集まる施設においてその強度がどうなのかというところを、一定規模以上の施設については確認をして、それを公表しなさいというのがこの法の趣旨だろうと考えております。そういった中で、事務方の落ち度で少しぎりぎりのスケジュールになりましたけれども、耐震診断をして、今後その公表について検討させていただいた上でどういった形で市民の方々に知らせるべきかということを考えていきたいと思っております。耐震診断を受けての判断でございますけれども、これも道祖委員が言われておりましたけれども、先ほどの追加資料にもありまして、体育館の耐震補強だけであれば私も前回言いましたけれども、多くの金額はかからないと思っております。ただ、今後継続して使いますには、その施設そのものが老朽化、そこそ劣化しておりますので全体的な改修が必要でございます。あわせて、これも先ほど言われましたけれども、これを残してするという話になりますと、統合する施設そのものもある程度手を入れた中で継続して使っていただく、使っていくという話になります。それを比較したものが先ほどの資料でございます。川上委員言われますとおり、耐震補強だけの金額であれば多くの金額はかからないと思っておりますけれども、いろいろな条件を満たして継続的に市民の皆様は快く使っていただく施設整備を進めるためには、これだけの金額がかかるだろうというような提示でございます。そういった判断をした上でしてありますので、補強だけで済むのであれば事は簡単だと思っておりますけれども、今後長く使っていただく施設をつくるにはどちらが効率的かという判断のもとにこういう結論に達して事務を進めていく覚悟でございますので、道祖委員の質問に対する確認の答弁にはなっておるかと思っておりますけれども、川上委員のご質問にどういただけるかわかりませんが、言われますとおり耐震補強の金額だけであればそれだけ済むかもしれません。ただ、これを継続して使っていき、ほかの施設も手を入れていくという判断に立てば、間違った選択ではないというふうに考えております。

○川上委員

道祖委員には答弁したけど、川上に対して答弁したかどうかわからないと、重ね重ね。

それでね、くどいけども、国の法律によって、あなた方が事務方のミスとか何とか言うんだけど、関係ないね。法律どおりに平成27年の12月31日までに耐震診断を終えておればね、きちんとした数字に基づいた議論ができたわけですよ。事務方のミスとか言うけどね、福岡県から何遍警告を受けてますか、注意を受けてますか、もうそろそろですよと注意を受けたでしょう。いきなり命令が来ましたか。いきなり期限が来ましたか。その何年も前に、またその当年度にも連絡があってるじゃないですか。そういうのミスって言うんですか。体育館建てかえ先にありきがあったからこういうことになってるんじゃないですか。それでね、後戻りとか何とかね、変なこと言ったらだめですよ。あなた方がルール違反をして、法令に違反してね、先走っていったわけですよ。それは議論した、既に。だからね、今、市民の税金使って法律どおりにきちんと耐震診断を行い、その成果品が出てきたわけだから、それにどのくらいの費用がかかるのか、そして市民のニーズにこたえるグレードアップするにはどのくらいのものが必要かについて試算をして、そして市民に公表し、利用者と住民の意見を聞きたいというのが前回の片峯市長の答弁ですよ。

だからね、私が今質問していることは、この成果品に基づいて耐震補強工事をやろうとすれば、まずよ、やろうとすれば幾らかかるのかを調べるべきではないかと聞いてるわけですよ。これを、成果品に基づいて調べたらどうかって言ってるわけよ。それにもかかわらず、片峯市長ね、部長がそれはしませんっていう答弁しないでしょ。耐震補強工事の幾らかかるかね、しませんっていう答弁しないでしょ、さっきから。ここ酌まないとだめでしょう。耐震補強工事の幾らかかるかね、現実に幾らかかるか調べてね、何の問題もないでしょう。市長はね、一度、耐震補強工事は幾らかかるか調べてみようと言えよそれで済むことですよ。だれも妨げるものないんだから。市長、市長、市長、私が質問してるから。ほかの人は後で質問したらいいわけよ。質問しきらんくせにね、ヤジばかり言うようなのはおかしいやろう。（発言するものあり）私が質問してるんだから、私の質問に答えてください。耐震補強工事をやったら幾らかかるか、今度の成果品に基づいて調べてくださいよ。お願いします。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:39

再 開 13:43

委員会を再開いたします。答弁を求めます。

○市民協働部長

先ほど建築課長のほうが一部答弁をさせていただきましたけれども、耐震補強工事そのものであれば3億円から4億円ぐらいの事業費というような数字は持ち合わせております。それも含めたところでの24億円という数字でございますけれども、先ほど私が、ちょっと繰り返しの答弁になってお答えになってるかどうかわかりかねますけれども、そこまでに至る設計費、一番大きなものは、そのままでは、耐震補強だけでは今のバリアフリー、その施設の劣化等の補修はできませんので、そのところを勘案しまして金額がかさみます。あわせまして、大きな今回の15億円から24億円の1つの要素としまして、先ほど課長が答弁しましたように、もうこれどこまでするかという判断でございますけれども、一定程度の駐車場確保するには今の敷地の中に立体駐車場をつくらなくちゃいけないだろうというような数字の中で24億円という数字がはね上がっております。あわせまして、先ほどからも言っておりますけれども、第2体育館もそこそこ劣化しておりますので、耐震補強は不要といいましても改修が必要です。ほかの武道館、弓道場につきましてもしかり、あわせまして38億円という数字を出しております。それをそこそこします間には、それぞれの施設で工事期間中なり、手を入れる期間中については利用が制限をされます。そういったところも含めて、そういう今回の計画どおり進めるつもりで予算の執行を考えて

おりますので、繰り返しの答弁になりますけれども、そのような判断のもとに事業を進めていくという考えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○川上委員

先ほど建築課長が耐震補強工事だけなら3億円から4億円と言いましたか。それ確認していいですか。

○市民協働部長

補助基準にのっとりた単価を乗じて積算した金額という表現をしたかと思っております。申しわけございません。訂正をさせていただきます。

○川上委員

ではその概算という、先ほどの趣旨での概算という数字が3億円から4億円ということですね。それは確認していいですか。

○健幸・スポーツ課長

3億円から4億円、概算で必要と考えております。

○川上委員

それで、市長、副市長、目があったから。これだけ耐震補強の費用がどれぐらいかかるかね。今度の成果に基づいて調べたらどうかというのに、調べないとも言わない、調べるとも言わない。きょうのところはここまでだということで確認して、質問を終わらしましょう。

○委員長

そういうことで、執行部の方もお考えいただきたいと思えます。ほかに質疑ありませんか。

(な し)

次に、筑豊ハイツに関して、宿泊施設等整備事業者の募集結果等について、執行部の説明を求めます。

○都市施設整備推進室主幹

宿泊施設等整備事業者の募集結果等について、ご説明いたします。

筑豊ハイツの再整備につきましては、附属機関であります「飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ再整備事業者選定委員会」を設置いたしまして、1月26日から公募型プロポーザル方式により再整備事業者を募集したところでございますが、ご承知のとおり、参加表明書の受付期限であります2月16日までに参加表明書の提出がなく、公募は不調となっております。

このことにより、現在、再整備に関します基本理念を含めまして見直しを行っている状況でございます。

以上、簡単ではございますが、宿泊施設等整備事業者の募集結果等の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明を含め筑豊ハイツに関する質疑を許します。質疑はありませんか。

○松延委員

2、3お尋ねいたします。今、公募が不調になったということで見直しということでございます。ただ、見直しするだけで先がちょっと、その方針、市としての筑豊ハイツの捉え方、これ御承知のとおり、これは今度34回目を迎えますね。せき損センターで1回目始まって、20回目にはSSシリーズということで昇格して、そして、さらに今回は平成の最後の元号ですけれども、天皇杯、皇后杯というふうなことで朗報が入りました。やはり飯塚市としては、この飯塚国際車いすテニス大会というものは、もう我が国どころか全世界に広がっているという、私もそういうふうなイメージ持っておりますし、自負するところでございます。それで、これは絶対なくちゃいかんと、結局はSSシリーズ取るときも神戸市とたたかって飯塚市となった経過があります。これはやはり飯塚市のいろんな方々の市民の支え、そしてまたボランティアによる支え、自衛隊等の送り迎え等が評価されたということでありまして、これも飯塚市としてはぜひ継続するため

に、僕は投資することはやぶさかでないというふうに思っております。それと同時に、福岡県が筑豊緑地には二百数十億円の投資をしております。集客能力もありますですし、やはりそういうところを踏まえると、筑豊ハイツにはちょっとしたものじゃなくして、筑豊緑地は御存じのごと、ウェルネスパーク構想ということで、運動、栄養、休養というふうな3つの機能をそなえる筑豊緑地ということで来ております。運動の部分は御存じのとおりですね。県が投資して、野球場もありますし、多目的グラウンドもありますし、栄養と休養については今まで筑豊ハイツがその役割を果たしてきたんです。やはり人が集まるところには、そういう休憩するところ、食事をするところがないと人が集まりません。そういうことを含めまして、先ほどの体育館につきましても、耐震の結果次第ということでもありますけども、ここも昭和46年、47年に建て、四十五、六年もうたっておりますので、どうかしてすばらしい皆さん方から多少ちょっとかかっても、あよかったなと言われるような建築をしていただきたいと思っております。それとあと一つは、温泉ですね。この飯塚市で温泉のマークあるのは、筑豊ハイツの土地と伊川のほうですね。だから、我が国民は温泉が好きですから、そういうところも含めて、今、温泉の定義としては25度以上あればということと、あと一つは25度以下でも、温泉の物質含んでおれば、筑豊ハイツの温泉はラドンですね。だから、そういうことを含めて一つ今、湯量等についてもちょっと多少足らんかなと思っておりますので、ボーリングでもしていただいて、ここにはすばらしい施設として、投資していただきたいと思いますが、今のところの見直しという言葉だけで終わってますけれども、今後どういうふうに飯塚市として思っておらっしゃるか、当然これには先ほど来てますけれども、限りある財源の中でやらないかんですから、厚生労働省あるいは文科省等について今回いろいろと陳情されて、その財源を確保のために努力していただきたいと思いますが、今のところどういうふうな方向性を目指そうとされているのか、今一つお尋ねをいたしたいと思っております。

○都市施設整備推進室主幹

筑豊ハイツの再整備につきましては、今回、プロポーザル不調になっておりますことから、市のほうの考え方でございました宿泊施設、ホテル型ということで、民間の活力を導入したいということで進めておりました。改めて民間事業者によるホテル型の宿泊施設の厳しいということでの認識はしております。先ほど委員からございました飯塚国際車いすテニス大会が、天皇杯、皇后杯を下賜されております。そういった面でも、市としても発展をさせていかなければならないということは思っておりますし、また、オリンピックのキャンプ地としても進めているところでございます。今後につきましては、ホテル型ということにとらわれず、ただ、先ほどございました筑豊緑地との連携ということではございます。合宿で使っていただいているということもございますので、合宿ができるような施設で検討をしているところでございます。

○松延委員

今、公募が不調だということで、見直して、何と言いますか、あまり今の答弁じゃ投資しないような受け取り方したんですけれども、ちょっとそこら辺のところ、飯塚市の方針として単独でも、例えば公募が不調に終わったということですから、飯塚市単独としてでもそういうふうな建設をして運営をしていく意思があるかどうか、それだけ一つお願いいたします。

○行政経営部長

この関係についてはもうずいぶん協議がなされて、期限がはっきりと、私ども考えているのはこのパラリンピックまでには間に合わせたいというのが一つの目標であります。それにはもう時間がかからないという状況であります。公が、市のほうで直で公でありますと、非常に時間がかかるというのが一つネックでございます。それで今までも、民間ということでやっておりますけれども、市としては、このテニスの私ども今回、テニスコートの改修を平成29年、屋根、屋内テニスコートの改修をしております。そして、30年予算上げておりますけど、県の補助をいただきまして、常設の客席をお願いしながら、今回設置するようにしております。とにかくテニスのまちづくりという構想も上げておりますので、将来的にこのテニスを中心とした施設をきちっ

とやっていくということは考えておりますので、市としてはある程度の投資はすべきだというふうには思っております。それと今言いますように、期間が限られておりますので、民間の手は借りていきたいというふうには思っております。

○道祖委員

まず担当から報告がありましたけど、公募したけど応募がなかったということですけど、まず、公募の条件というのは2月8日の委員会の資料で出ておりますけど、整備方法がありますよね、4ページに。整備方法は、宿泊施設等については民間活力により整備しますと。多目的ホールについては民間事業者は宿泊施設等と一体的に整備することとし、市が適正な価格で取得を購入しますというようになって、これで公募かけたんだと思いますけれど、まず、これはいろんな方法がありますけれど、今、部長は投資しますという話をしましたけれど、市は投資するということですけど、10月11日に、そのときの資料にPFIの概要が提出されておりますけれど、今言った内容は、今回公募した内容は、PFIのどの部分に該当するのかどうか。どうもわからない。中途半端なんですよね。二つの施設を分けて、多目的ホールは市が直営でやりますからという当初言ってたけど、公募したときには今言ったような内容だったんですが、公募の仕方が若干まずいんじゃないか。そういうふう思うんですよ。それで、確認していきたいんですけど、まず部長も今ご答弁されましたけど、テニスのまちづくりをすると。今年度の車いすテニスには天皇杯、皇后杯が付与されるようになったということで、今後も続けていかざるを得ないと。もともと市の方針としては、筑豊ハイツは基本的には廃止。民間がどこもやってくれなければ廃止だという方針を持ってたはずなんですよね。しかし、そういうわけにはいかない事態になったと。また、この委員会ではなく、以前の経済建設委員会の中でも、やっぱり車いすテニスの関係があるから筑豊ハイツは何らかの形で残していかなくちゃいけないんじゃないかと。せめて宿泊施設のある合宿所のような形でもいいから、こじんまりとしてもいいからやっていくべきじゃないかと。そのときにオートキャンプ場があったらいいじゃないかとか、そういうような話もした記憶はありますけれど、まず、今度は公募をして、整理しなくちゃいけないのは、いろいろ条件つけて出したけど、応募する、エントリーする企業がなかったということですよ。今までのやり方じゃだめだと。その中で、PFIの説明はされておるけれど、PFI、民間の活力を使うということを今まで飯塚市はやったことないから、中途半端な公募のやり方だったんじゃないかなというふうに私受け取ってるんですけどね。その中で、くどく言いますけれど、まず、市で物をつくるときに、設計から建てこみから完成まで何年かかるかということですよ。それと、オリンピックは2020年の開催は7月の24日か23日が開会式じゃなかったですか。それは部長、時間がないということですから、その間につくっていかなくちゃいけないと、そういうことですよ。

それで、しつこく言いますけど、PFIの考え方を取り入れようとしたけど、どうだめだったと。PFIの考え方が中途半端じゃなかったんじゃないかと思うんですけど、あなた方はPFIの概要を示しながら、どこを基準にして取り組んだのか、もう一度確認させてください。

○都市施設整備推進室主幹

平成29年10月11日の本特別委員会に提出させていただきました資料、筑豊ハイツ資料1がPFIの概要という資料になります。この資料の中で、まずPFIという狭い範囲での話を申し上げますと、可能性調査から行って、公募をかけて、建設事業を行っていくというようなものになりますけれども、部分的に今回、活用ということで、多目的ホールというか、多目的施設の部分だけをPFIのBTO方式という部分で捉えて、しております。PFI事業といいますが、可能性導入調査からということになりますので、PFIよりもより広い意味でのPPP、パブリックプライベートパートナーシップというところの組み立ての中でBTO、多目的ホールの部分だけのBTOを今回募集で行ったところがございます。

○道祖委員

今ここに資料がありますが、BTOっていうのは民間事業者が公共施設等を建設し、施設完成直後に公共に所有権を移転し、民間事業者が維持管理及び運営を行う方式ってなってますよね。しかし、宿泊の部分は民間に任せるっていうことになってましたよね。だから、ここと、本来ならPFIのやり方がもう一つ、BOTがありますよね。BOTが、ここに書いてるように。民間事業者が公共施設等を建設し、維持管理及び運営し、事業終了後に公共に施設所有権を移転する方式。ホテルのほうはね、こんな感じですよ。こんな感じでしょ、BOT。ホテルの発注の仕方、ホテルの公募の仕方というのは、こういうやり方で考えられたんじゃないんですか。違うんですか。違う。違うんですしたら違うんでいいですよ。違うなら頭振りよっていい、時間がないから。だから、BTOではなかったということですよ。BTOは多目的ホールだけだったって言いましたよね。

要は、私が言ってるのは、宿泊施設も多目的ホールも、BOTで出すべきではないかということをお願いしたいわけですよ。もうこの際、この際ですね。なぜかって言うたら、私、今回、時間ない中でいろいろ考えていろいろ資料を見てたら、あなたはこういうPFIのやつを出しておりますけど、内閣府がこの民間の、民活を使ってということいろいろやってきておりますよね。その中で実際の事例があるわけです。その中では、該当するかどうかわかりませんが、いろいろあるわけですけど、指宿地域の交流施設整備等事業というのがあります。これは皆さんタブレット持ってるから、インターネットをつないでパァーッと打ったら事業が出てきます。言われたらする気はある人おらんね、誰もパァーッと。そしたら、その中に事業つながってないんですか、ごめんなさい。これは道の駅をつくる内容だったんですけど、この中でBOTの考え方でやられてるんです。私が何でこれを言ってるかということ、資料見ていただけたら一番いいんですけど、実施方針の公表が平成15年の1月14日に行われて、それから手続が終わりまして、16年の10月ですか。10月1日で供用開始してるんですよ。1年と10カ月で物事が進んでいっております。こういう、民間でできることは民間でやりなさいという形で内閣府が進めておって、もうやることは飯塚市は決まってるんですよ。テニスのまちづくり、そして、それで合宿所、宿泊施設を伴う。そのキーワードからしたときに、PFIの導入には時間かかる部分もありますけれど、実施方針の公表はもう既にできてるんじゃないかと私は思うんですよ。それで、公募をかければやってくれる事業者は出てくるんじゃないかなあと。短期間で。そういうふうに思います。そして、やり方については、あなた方はPFIの概要についてはちゃんと書いてるから、やり方そのものは知ってるんだろうと思いますし、指宿においてはPFIの導入方針に細かく検討事項が出ております。実際にやってますから。27年9月、実質はもう指宿は16年にオープンしてるんですよ。その10年後に新しくこう整理されたやつが出てるんですよ。もうこの際ね、BTOじゃなくてBOTの方式で取り組む考えはないのかどうか。この方法しかないんじゃないかと思うんですけどいかがでしょうかということなんです。

○都市施設整備推進室主幹

指宿の例でいきますと、委員ご紹介のようにPFI事業ということで可能性調査からされておりますが、ご説明いただきましたとおり平成15年の1月に公表して、事業者の選定から設計、建設工事を至っての供用開始が平成16年の10月ということで、1年9カ月、非常に速いスピードで進められております。やはりそれは民間の活力を導入してというところでこの施設につきましてはBOTと言われてます民間事業者が公共施設を建設し、維持管理、運営をした上で指宿市のほうに最終的に所有権を移転するという形のようにございます。基本的にBTO、BOTというのは所有権を移転するというところでの変わりはありませんで、市のほうで公共施設を整備する、宿泊施設を整備するという場合に活用できる方式だと考えております。

○道祖委員

そのところは認識がちょっと違うんですよ。BTOで何で出てこなかったかっていう話なんです。だからBOTでやるべきじゃないかって言ってるんですよ。それはなぜか。民間事業者

が公共施設等を建設し、維持管理及び運営し、事業終了後に所有権移転。これは民間企業のノウハウの中で物事をつくって行って、それを運営していく。そして、運営する事業期間が終わったら公共に戻すというやつなんです。そのときに、民間企業が施設を建設するやり方が違う。お仕着せの内容でやるわけじゃない。大まかな内容を提示して、これとこれだけはきちっと守っていただきますよ。役所が公共施設を図面を書いてこのとおりやってくださいと、面積はこうでこの部屋が何部屋要ってどうだこうだっていうようなやり方じゃなくて、今言ったように大まかに要点だけ。私が今さっき言ったように、テニスのまちづくりをするんです。そのときに、ここに車いすテニスをやる人たちが集まってしますと。その人たちが宿泊し、また一般の人たちが利用できるような施設をあなた方のノウハウの中でつくってください。そして、あなた方のノウハウの中で経営していただきますというやつなんです。あなたの言うおるBTOは、頭は公共が先にあるんですよ。私が言うてるのは民間が先にあるの。わかります。詳しくもう1回BTOとBOTの内容を、あなた方がこの概要書いてるけど、この概要の中身をよく考えてから書いてるかどうかというのがあるんですけど、同じじゃないですよ、これ。あなた同じみたいなこと言ってますけどね、同じじゃないんです。わかってます、その辺が。わからなきゃ話にならないんですよ。進まないんです。私が言いたいことが。

○都市施設整備推進室長

質問委員言われておりますように、BOT方式のほうがPFI事業者のノウハウ、それから創意工夫等が発揮しやすくなります。また、維持管理の運営の効率化を図れると、大きなメリットがあるわけでございます。一方、BTOの方式でございますけれども、市の所有物になりますので、補助金とか、それから税制上の面では有利な場合があるというところの差異があるかと思えます。BTOの部分で行けば、市の所有物になれば地方財政上の交付というのも1つのメリットということで、BTOで制度設計をしておりましたけれども、質問委員言われますように、BOTの民間企業のノウハウを活用した部分も大きなメリットがあるのではないかというふうに考えているところでございます。

○道祖委員

BOTでやりながら、補助金の話しましたけどね、民間のノウハウを使ってつくって運営する会社を指定管理者制度、これは別問題ですけども、指定管理者制度で補助金を出すというようなやり方をやってるところもあるみたいですよ。そういうやり方があるんですよ。そちらのほうが、あなた方が考えている、今ここに至ってね、やろうとする内容を考えていったときに、私が言うてる、しつこく言うてるBOT方式のほうがやりやすいんじゃないかなと思うんです。このことについて研究しなさいよね。都市建設部とかそういうところはわかっている人がおる。ご理解してもらいたいんですけど、何か答弁できる人おる。

○行政経営部長

このPFIについては平成12年に国が基本方針出しまして、平成24年ぐらいから方針がきちっと出て、進めなさいよということで、私も行革におりました。そのときからずっと先進地行ったりとかいろいろ研究をしてまいりました。そして、平成27年にいろいろ改正が加わりまして、今に至ってるわけですけども、このPFIを使った事業をうまく行ってるところもありますけど、駄目なところもあります。いろいろ今も事例が出てきておりますので、研究もしてきたところでございますが、今、道祖委員言われるように、時間がないということになりますと、やっぱり民間をとにかく民間の資金、そして民間の運営という形をとっていきたいというふうには思っております。

○道祖委員

しつこく言いますけどね。要望ですけど、今、部長も答弁されましたけどね、内閣府では民間資金等活用事業推進室っていうところがあって、このPFIの推進を積極的に進めているんですよ。30年度の事業の募集もこの3月20日の締め切りであってるんですよ。だから、やろう

とすることについて内閣府がすすめてるんですから、ここにきちっと内閣府は問い合わせてくださいということ言ってるんですよ。今、時間が、しつこく言いますけれど、従来どおりの、市の建物を建ててというような話をし始めたら3年はかかるでしょう。もう時間ないですよ。その中で、私はしつこくこれをやるべきだということをおっしゃっていただきたいんです。だから、これ提案です。内閣府に確認してください。そして、早くつくらないと間に合いませんよ。オリンピック、2020年の7月でしょう。ということはもう2年ですよ。確実にできる、つくるなら2年。そのこと考えたら、あなた方ゆっくりできないと思いますよ。だから、検討した結果を委員長に言って、早く特別委員会開いてもらって、結果発表でもしてほしいです。駄目なら駄目で違う案をきちっと出してください。よろしくお願いします。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○上野委員

今、道祖委員も言われましたけど、まず飯塚市として宿泊施設も建てなくちゃいけない状況なので、前から私も思ってたんですけど、このたび、うれしいことにテニスのまちづくり計画をつくっていただきました。内容は非常に控え目です。8ページにありますけど、テニスの大会来場者数、平成27年度3500人で、目指す値、6年後の平成33年で7000人ですよ。私3月の末に関東のテニスの聖地と呼ばれている千葉県白子町というところに行ってきました。室長にはちょっとご紹介しましたが、あの後、何か調べられたことがあれば教えてください。

○都市施設整備推進室長

千葉県の白子町の内容でございますが、テニスのまちづくりというところで全国大会等の開催がなされているところでございます。民間の資金を活用しながら整備をしていると、公共ではなく民間というところで、かなり大規模な施設というところを認識してるところでございます。

○上野委員

ありがとうございます。この白子町ですけど、東京駅から片道バスで1時間40分かかるんですよ。面積は27.46平方キロメートル、人口は平成29年3月時点で1万1620人。この中に観光協会に登録してある宿泊施設だけで25あるんです。8階建てのものもあれば、二、三十人の民宿のところもありますけども、25の施設ですよ。1泊7千円から9千円です。ほとんど皆さん、全国大会誘致できるとなると3日、4日、日にちを使いますんで全員泊まるんですよ。私が行ったときはちょうど全国選抜という名称で高校の大会があってございましたけど、高校数で222校、チーム数で487チームですよ。これ3日間やると33年度のうちの参加人数をはるかに上回るんです、3日間で。4日後から全国ジュニア大会が催されるようになって、前乗りで子どもたちが来てました。小学校の子どもたちって自分ひとりじゃ来れないので、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん、そこら辺の2車線の道路が歩行者天国なんです。白子町のホームページ見ると年間の来場者数、これは海水浴場もありますから一概にテニスだけではないですけども80万人なんです。この施設はコートは100以上、200以上ありますから、いろんなところなんですけど、行ってみて初めてわかったんですが、端から端までバラバラにコートがつくってあって、2キロメートルから3キロメートル、端から端までかかるんですよ。レンタサイクルで皆さん移動されてるんです。そのことを考えるとね、全国大会、高校大会でも来ている学校は一番西で新潟県なんです。後は関東域含め北海道までなんです。ということは関西以西は全く来てないんです。日本のソフトテニス連盟に紹介すると大阪以降でこういう大きな大会をやられる会場が今のところないんですよ。うちは幸いにも、今、鯉田の緑地、新体育館の建設予定地でもあります。あそこに8面のコートがあります。あれ倍、16面にすると、大体全国大会を呼べる1つのユニットが16面ですよ。ちょっとお金はかかります。多分、人工芝コートにして、しかもその半分に屋根をかけていただくと、九州大会絶対呼べますよ、毎年。しかも全国大会は大きなスポーツメーカー、トラケットのメーカーの合同の冠のついた大会でし

たが、こういう民間の方と、さっきのPFIもそうですが、民間のノウハウと資金も出していただきながら、しかも年間幾つかの大きな大会を約束していただくと。こういうようなことができれば、筑豊ハイツにも22面のテニスコートがあるわけです。何であそこで大きな大会ができないかっていうのは、片峯市長、ソフトテニスやられてたんでわかると思うんですけど、テニスというのは全面が見れて、空いたコートに次の試合をどんどん入れていくんです、大きな大会の場合。だから22面あっても筑豊ハイツに全国大会が連れてこれないんですよ。でも、16面のメインコートを持って、プラス予選を筑豊ハイツでやる。勝ち上がったチームはメインコートで2日目、3日目戦って、勝ち上がらなかったチームは筑豊ハイツで練習試合を行っていただく。これだと数百のチームが呼べるわけです。こういうふうな形も相乗効果として、今度、筑豊ハイツに宿泊施設を公募を行っていただく場合に、飯塚市こんな構想がありますよということになれば、非常に手を挙げていただくところも多いと思いますし、白子町の現状がありますから、この現状を見ると4分の1来ても年間20万人ですよ。飯塚市の公営でも運営できていくんじゃないかと思えます、ホテルが。しかも1泊7千円から9千円ですよ。今、筑豊ハイツにもうジュニアなりのテニスの関係者の宿泊を伴った研修会とかやられてますけど、やっぱり単価が高いんですよ。子どもさんで5500円とか6千円ぐらいするので。これを、子どもさんには宿泊で4千円とかぐらいで、しかしグレードの高い部屋じゃなくてもいいと思うんですね。指導者が泊まる場所とはまたグレードを別にしてつくるような形で提案をされれば、本当にこのテニスのまちづくりというのが実現をしたいと思いますし、この経済波及効果は莫大なものになると思うんですよ。ぜひこういうことも考えていただいて、財源確保にもつながると思いますし、ハイツのみの集客だけではなくて、そういうふうな感覚を持ちながら、これもう速やかにというか、早く考えていただかなければいけないんじゃないかと思えます。余談ですが、中学生、中体連の29年度の発表だと、ソフトテニスだけでも、公式はあまりないみたいですが33万8千人です、部活動の生徒が男女合わせて。これ全ての部活動の中で一番競技人口が多いんです。これプラス小学生がいますから、とんでもないポテンシャルを秘めていると思いますので、ぜひそういったことも考えていただきながら、事業を進めていただけないかなと思うんですが、そのような検討は、市長、していただけますでしょうか。

○都市施設整備推進室長

平成29年度に策定いたしました嘉飯圏域のテニスのまちづくり計画でございますけれども、テニス関係の整備と充実といたしまして、具体的な施策でございますが、筑豊ハイツにおきましては観覧席の設置、それから、テニスコートの整備などのハード面の分を整備を図っていくこととしております。また、テニスを通しての国際交流の促進というところで、身近な場所でトップアスリートの姿に触れることができるように、圏域内のスポーツ施設や宿舎を諸外国のスポーツ、それから、市内のテニスを利用される方と一緒に合宿地として提供できる、交流ができる施設として充実を図りたいと思っております。

○上野委員

そういうふうなこともぜひ考えていただきながら、どこの自治体というのは申し上げませんが、市の土地を提供して、さっきのPFIの一環ですけど、設備は全て民間につくっていただく。20年、25年の契約で指定管理者として運営管理も全部やっていただくというような方法をやっている自治体がございますので、そういったことも飯塚市は可能だと思うので、もうこの際、時間がないんですから、早く検討していただきたいなというふうに要望しておきますが、検討はしていただけますか。

○行政経営部長

検討していきたいと思えます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○川上委員

筑豊ハイツとパラリンピックの関係ですけれども、現在、南アフリカ共和国との関係では車いすテニスの選手、強化合宿の関係はどういうふうになってますか。

○都市施設整備推進室主幹

南アフリカオリンピック委員会の競技をパラリンピックで飯塚市にキャンプ地を誘致するということに関しましては、さきの総務委員会で報告させていただいておりますが、車いすテニスと、それから水泳、ともにパラリンピック競技ですけれども、この2つをキャンプ地とすることで、基本合意書の締結に向けて現在双方協議をさせていただいてるところです。

○川上委員

車いすテニス団との基本協定、それから水泳選手団との関係の基本協定と2つあるわけではなくて、1本ということですか。

○都市施設整備推進室主幹

派遣しますのは各競技団体ではなく、日本でオリンピック、パラリンピック委員会というふうな形になりますが、南アフリカは南アフリカ共和国オリンピック委員会というところが全て統括しておりまして、そちらとの協定ということで、その中での協議部門が車いすテニスであり、水泳ということになります。

○川上委員

選手団はそれぞれサポート役の方も含め、コーチとか含めて何人くらいになりそうですか。

○都市施設整備推進室主幹

まだオリンピックの選手が決まってるわけではございませんので、過去の事例となりますけれども、平成28年のリオデジャネイロのパラリンピックでは、車いすテニスが選手4人、マネージャー、コーチで2人の計6人、水泳が選手6人、マネージャー、コーチで3人、計9人、合計で15人。それと、平成24年のロンドンパラリンピックにつきましては、車いすテニスが選手4人、マネージャー、コーチで2人、計6人、水泳が、選手9人、マネージャー、コーチで4人の計14人、平成28年のリオデジャネイロで15人、平成24年のロンドンパラリンピックで20人となっております。

○川上委員

この間、バリアフリーの宿泊施設が必要な数が10と言っていたのは、何を根拠に10というふうに言ってたんですか。

○都市施設整備推進室主幹

まず、根拠となる数字というものはございまして、実際にこういうパラリンピックに出る方々というのは、必ずしも全員が下肢不随というわけではございません。松葉杖があれば歩ける方もいらっしゃいますし、義足の方もいらっしゃいます。水泳に関して言えば、足は大丈夫けれども手が不自由とか、そういったところで飯塚国際車いすテニス大会を主催している実行委員の方々とお話させていただく中では、10室程度あれば対応できるのではないかとこのところからの10室でございまして。

○川上委員

あまり10という数字にはこだわっていないということですかね。

○都市施設整備推進室主幹

こだわりというわけではございませんが、10室以上はほしいというか、必要であると考えております。

○川上委員

10室以上必要だというのは別の要素が加わって必要だということのようですね。車いすテニスの選手は4人と。これは平成24年も平成28年も変わらないね。あと水泳選手団と。水泳選手団の話がある前から10と言っていましたよね。違いますか。

○都市施設整備推進室主幹

これは当初からになりますけれども、車いすテニスを発展させていきたいということでパラリンピックの車いすテニスチームを飯塚市に招致をするというところでもございましたが、車いすテニスだけに限らず、ほかの競技も受け入れるというスタンスでもございましたので、水泳というところで限ったことではございませんが、他の競技の方々もキャンプに来ていただきたいというところは当初から念頭にございました。

○川上委員

要するに、車いすテニス選手団の強化合宿のために10以上必要だというのは、少し数字大き過ぎるということになりませんか。今言ったようなことから言えば。

○都市施設整備推進室主幹

車いすテニスだけではなく、他の競技も招致するというのは従前からございましたので、その中で10というところであって、南アフリカ共和国の車いすテニスの選手だけでいけば確かに4室あれば足りるということではありますけれども、他の競技も招致したいというところから10室以上というところの数字を出しているものでございます。

○川上委員

だから、車いすテニス選手団強化合宿のために、民間の宿泊施設にバリアフリーのところがないので10以上は要りますよってという説明がされて、委員会のほうもその気になっていろいろ審議してきたんだけど、今聞いてみればパラリンピック車いすテニス強化合宿という点で言えば、4人くらいかということがわかりました。それで、南アフリカ共和国のIOC関係は、飯塚が最初、10室以上の施設をつくりたいというふうに言ったのは向こうに伝わってると思うんだけど、この段階でも見通しが立たないということについて、現地、南アフリカ共和国のIOCは不安は持ってないんですか。

○都市施設整備推進室主幹

宿泊施設につきましては当初から懸念をされております。現在の基本合意書を締結するに当たりまして、宿泊施設についてはやはり今でも懸念を持っていますということのお返事はいただいております。

○川上委員

車いすテニス選手のための宿泊施設が用意できるかどうか、飯塚で、心配をしている南アフリカ共和国のIOCが水泳選手団まで飯塚に送りたいと言ってるのはどういう発想でしょうか。

○都市施設整備推進室主幹

確かに宿泊施設についての懸念というのはございますけれども、やはり派遣する側としましては、実はまだ多くのいろんな競技を1カ所で事前キャンプさせたいという意向がございまして、その中で、まず宿泊施設以上に重要視してるのが、その競技施設でございまして、これは県の施設になりますけれども、筑豊緑地のプール、これについてはやはり魅力を感じたというところがあって、水泳のほうも基本合意の締結に向けて進めましょうということをお願いしているところでございます。

○川上委員

そこで、バリアフリー化した宿泊施設が不足しておることなんだけど、それぞれの宿泊施設の公共スペースは基本的にバリアフリーにしていますよね。バリアフリー化ができていないというのは、どこのどういう場面のことを言ってるんですかね。

○都市施設整備推進室主幹

バリアフリーができていないというのは、いわゆる宿泊室になります。その宿泊室の中でも、通常のホテルでありますとユニットバスですか、トイレ、バス、この部分と部屋との間に部屋っていうか寝る場所といいますか、のところとの段差が設けられている。ここが一番大きなところ、またドアの幅、車いすでギリギリ通れる幅もあれば、車いす自体がその扉の幅が足りないという

ようなこともございまして、委員がご指摘のとおり、公共の部分につきまして基本的に昔の建物であってもスロープをつけるなりしてバリアフリー化はされているところでございます。

○川上委員

そうすると私もバリアフリーと思われる宿泊施設に泊まったことがありますけど、そのようにドアを広げるとか、それから基本はシャワーかもしれませんけど、バスルームを段差を解消するとか、そういうことを民間の現在既存の宿泊施設できちんとお願いすれば、10室くらいの対応は2年の間に可能かどうか考えてみますか。

○都市施設整備推進室主幹

民間のホテル、事業者のほうにご相談をさせていただいたことはございます。検討してみますと言っていたいてるところもございまして、既に検討をしたけれども費用負担が大き過ぎるというようなことで断念をされているところがございまして。

○川上委員

断念しているというのはお金の都合なんですね。そういうふうに分のところの宿泊施設を改造するのは、たとえパラリンピックのためとはいえ嫌だということではないんですね、お金があれば考えるということになりますかね。

○都市施設整備推進室主幹

断念されたところにつきましては、やはり費用的なものでございます。ただ、その費用というのがかなり高額であるということで、実際の金額は話されておりませんが、たとえ市が半分以上を補助金出しても整備はできかねるというような発言がございました。

○川上委員

全額出して改造して、パラリンピック終わったら元に戻すというわけにもいかないでしょうけど、今から2年間の間で必ず選手の皆さんが快適に最高のパフォーマンスができるようにし、そして、飯塚で合宿してよかったと言ってもらえるようにするためにはね、もうそろそろ決断しないといけないでしょう。そのことと筑豊ハイツにバリアフリーのできているはたらく庶民が安価で短い時間でも憩えるような施設をつくるっていう課題は、今の局面に立っては切り離して、落ちついて考えていった方がよいのではないかとこのように思います。これは、意見を述べて質問を終わりたいと思います。

○委員長

時間が来てますけども、このまま続けてよろしいでしょうか。最後、市場の関係があるんで。じゃあ、5分間休憩します。

休 憩 14:43

再 開 14:50

委員会を再開いたします。

次に、地方卸市場に関して、執行部に福岡県魚市場株式会社の退場についての説明及び飯塚市地方卸売市場施設整備基本構想等の提出資料についての補足説明を求めます。

○都市施設整備推進室主幹

まず、福岡県魚市場株式会社の退場について、ご報告いたします。

飯塚魚市場の運営会社である福岡県魚市場株式会社より、代表取締役社長ほか3名の方が3月20日に来庁され、市長に対しまして書面による魚市場の退場届が提出されました。

これにより、飯塚水産物商業協同組合執行部には、飯塚市に退場届が提出されましたことを報告させていただいております。

魚市場の退場に関しましては、これまで市長、副市長より慰留を行ってきましたが、今回、退場届を受けたことから、これまでの経緯を踏まえ協議しました結果、福岡県魚市場株式会社が示します退場期日である平成31年3月31日をもって飯塚市地方卸売市場での水産物部を閉鎖し、その後は青果部と花き部の2市場の運営とすることを市の方針として決定したことを報告させて

いただきます。

また、水産物部が閉鎖するまでの1年間は、現状のとおり公設市場として開設してまいりますので、魚市場としての業務が滞ることがないように、施設管理につきましては現状のとおり継続してまいります。

この決定によりまして、移転新設いたします新卸売市場につきましては、2市場にて整備してまいります。

続きまして、飯塚市地方卸売市場施設整備基本構想等について、ご説明いたします。

卸売市場資料1の基本構想をお開き願います。サイドブック3枚目に目次がございます。

この基本構想は、「はじめに」ということで、本市卸売市場の再整備及び基本構想策定にいたる経緯について記載しておりまして、その後、第1章の「基本構想にあたって」から4枚目の第4章「新卸売市場開場に向けて」までの4章にて構成しております。

6枚目をお願いいたします。第1章は、4部構成となっております、「1. 施設整備基本構想の趣旨」、「2. 本市卸売市場を取り巻く環境と課題」では、青果部、水産物部、花き部の状況、共通の課題を記載しておりまして、サイドブックの10枚目になりますが、ページのほうがよろしいですか。6ページになります、の下段に水産物部からの退場の意向を示しています卸売会社のことを記載しております。

14ページの「3. 検討委員会の設置・市への答申」では附属機関を設け、平成29年9月26日に答申を受けたことを記載しておりまして、次のページの「4. 水産物部の今後」については、水産物部を閉鎖することを記載しております。

次のページをお願いします。第2章の「本市卸売市場の経営戦略」におきましては、1項で、国の「第10次卸売市場整備基本方針」について記載し、「2. 本市卸売市場の今後の展望」においては、商圈内の需要にあわせた取り組みを推進することを記載しておりまして、次のページからの「3. 本市卸売市場の今後の方向性」では、「地元需要の確保」、「新たな需要の確保・創出」、「他市場連携の取組み」により、取り扱い数量の回復や卸売市場を通じての地元経済の活性化を図ることを記載しております。

19ページをお願いします。第3章の「新卸売市場整備方針」におきましては、「1. 施設の現状と課題と社会要請への対応」としまして、コールドチェーン化、閉鎖型施設、動線の確保を挙げております。

「2. 施設整備パターン」では、市の方針は既に決定しておりますが、現地改修、現地建てかえ、移転新築の3パターンを比較し、移転新築としております。

「3. 移転新設における移転先」では、「(1) 移転候補地選定の条件」において、検討委員会にて検討いただきました5項目を記載しまして、次のページの「(2) 移転先に関する検討」において、庄内工業団地グラウンドを移転先としております。

次のページの「4. 施設整備の内容」では、「(1) 整備施設」で青果部、花き部、附帯施設の整備とすることで記載しておりまして、「(2) 施設整備の機能」では、①閉鎖型施設・コールドチェーン、②場内事業者による施設整備、③防災機能について記載しております。

次のページからその次のページの「(3) 施設整備の規模」については、青果部で約9500平方メートル、花き部で約700平方メートル、事務所・関連店舗などのその他施設で約2500平方メートルとしております。本特別委員会に提出しました附属機関の答申書からの変更箇所としましては、青果部は答申書では約8900平方メートルとしておりましたが、卸売部分の縮小とあわせ、加工処理・高度化施設を設けることにより600平方メートル増加しております。これらの面積については、市場関係者との協議により算出したものでございます。

次のページ、「5. 施設整備・運営手法」の「(1) 施設整備・運営パターン」では、「公設公営」、「公設民営」、「民設民営」について、次のページの「(2) 民間活力導入手法の検討」において、PFIの導入についての検討を記載しておりますが、PFIの導入については、国の

「第10次卸売市場整備基本方針」で推奨されていることから記載しております。

その次のページ、26のページになりますが、「(3)本市の運営手法」については、新卸売市場は、公設公営とし、将来的な民営化の可能性を検討することとしておりまして、「(4)事業方式」では、「①設計手法の検討」、次のページの「②事業方式の類型」、またその次のページ28のページの「③事業方式の比較」において比較検討し、その次のページ、29のページの「④新卸売市場の事業方式」において、従来の発注方式であります直営の設計施工分離発注方式によることとしております。

次のページの「(5)設計者選定手法」については、「①設計者選定手法の類型と比較」において、次のページにわたる図表3-9のとおり5方式を比較検討し、「②新卸売市場の設計者選定手法」において、プロポーザル方式を採用することとしております。

次のページの「(6)概算事業費」では、附属機関の答申書及び本特別委員会に報告させていただきました3市場での概算事業費、32億5500万円としておりましたが、2市場で見直しを行いまして、図表3-10の合計の欄のとおり27億4600万円としております。

次のページの「(7)新施設における使用料の算定方法」では、「他市の例を参考に、事業費から交付金を除いた費用の2分の1を飯塚市が負担すると仮定」しておりますが、これは、総務省が提示しております一般会計の繰出基準をもとに2分の1とするものでございます。また、使用料の算定は、農林水産省の基準により算出することになりますが、使用料の決定につきましては、基本設計においてある程度事業費が見積られますので、その段階で市場関係者と詰めた協議をしております。

次のページからは、「第4章 新卸売市場開場に向けて」の章となります。

「1.市場関係者の市場開放への取組み」については、附属機関の答申書では場外市場の整備について答申されましたが、答申後の市場関係者との協議により新卸売市場では市場開放を行うこととなったことを記載しております。

「2.2018年度以降の新卸売市場整備スケジュール」では、次のページに図表4-1で記載しておりますとおり2021年度の開設に向けての案を記載しております。造成工事・建築工事については、設計業務発注後に設計業者と打合せのうスケジュールを詰めてまいります。

次のページからは巻末資料となっております。

以上で、「飯塚市 地方卸売市場 施設整備 基本構想」の説明を終わります。

続きまして、卸売市場資料2の飯塚市新卸売市場建設にかかる平成30年度予定スケジュール(案)をお開き願います。

建設設計者選定のプロポーザルにつきましては、第1回目の建設設計者選定委員会を4月下旬に開催しまして、5月上旬にプロポーザルを公告し、6月上旬に参加表明書等の提出、7月上旬に技術提案書等の提出、7月中旬に第2回目の選定委員会を開催しまして一次審査を行い、7月下旬に第3回目の選定委員会を開催しましてヒアリング、二次審査を行い、設計者を選定し、設計業務を発注することとしております。

この設計者選定プロポーザルに並行しまして、設計業務に必要となります測量及び地盤調査を行うこととしております。

また、卸売市場は、敷地の位置を都市計画決定しなければならないため、その事務をあわせて行います。

以上、簡単ではございますが、福岡県魚市場株式会社の退場及び飯塚市地方卸売市場施設整備基本構想等についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明を含め地方卸売市場に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

退場問題をお聞きする前に、体育館のときにも聞いたんだけど、1月22日の庁議で片峯市長が各事業において3段階見直しという指示を出したということなんだけど、この卸売市場の新築移転問題については、担当部はどういうふうに受けとめてどういう仕事しておるのかお尋ねします。

○都市施設整備推進室主幹

上司のほうから市長からの指示というのは伺っておりまして、特に卸売市場に関しましては、卸売会社から使用料を徴収する施設になります。先ほどの説明の中でありました使用料の中で、施設整備の2分の1を負担していただくということで、負担を軽減を図るためには、施設整備の経費をできるだけ抑えるというところで事務を進めるようにしております。

○川上委員

そうすると、それは具体的にはどういったことをどういう考え方で、どういう作業入っていますか。

○都市施設整備推進室長

歳入につきましては農林水産省の強い農業づくり交付金というのがございます。これは青果の部分しかございません。花きの部分がないことになっておりますので、そのほかの補助メニューはないか、いろいろ検討しているところでございます。歳出におきましては造成工事、これは小中一貫校の造成工事等を基準にしておりましたけども、再度見直しを図っているところ等でございます。

○川上委員

入りのほうの話をされたんだけど、出る方について縮小の観点と、仕事はないですか。

○都市施設整備推進室主幹

現在、基本構想の中にも一番大きな青果部で行きますと9500平方メートルというような建物にはなっておりますけれども、できるだけコンパクトな提案が受けられれば、それに伴って施設整備の費用も下げられると思っておりますので、設計の中になってきますけれども、できるだけ経費を抑えたいというふうに考えております。

○川上委員

この間、長い間、市場関係者とそれから市まじえて新市場については検討してきたんだけど、答申が出ました。重要な角度としては、3場一体での移転というのがありましたよね。今回、魚が退場して、花と青果の2者でということになりそうなんだけど、このことは、事業費縮小の市長の指示との関係で言うと、どういふかわりになりますか。

○都市施設整備推進室主幹

魚市場がなくなれば当然その分の面積は減りますけれども、それは市長が言われましたマックスどれくらいか、必要最低限はどれくらいか、もしくはそれを加味した一定規模程度という部分で判断するというふうに認識しておりますので、魚があるないというところでの市長の指示があつてるといふ認識はございません。

○川上委員

それで、私が聞いたのは、魚市場の退場によって整備する施設面積が減るわけだから、事業規模が小さくなるだろうと思うわけですよ。それによる事業費の縮小幅はどのくらいになるかと、それをどう受けとめておるかを聞きたいわけです。

○都市施設整備推進室主幹

答申にございました3市場での整備につきましては32億5500万円の経費がかかるというふうに3市場で見積もってございましたけれども、今回、2市場での見直し、あわせて先ほど室長から説明させていただきましたが、あわせてそれ以上に経費を削減できないかというようなところもあわせて見直しを行ったところで今回提出させていただいてます基本構想の27億4600万円、約5億円の減というところになっております。

○川上委員

魚市場の退場による影響分というのは幾らになりますか。

○都市施設整備推進室主幹

申しわけございません。その部分だけの算出というのはいしてありません。

○川上委員

その部分だけの算出というか、数字があるでしょう。その部分だけの数字が。

○都市施設整備推進室主幹

申しわけありません。魚市場の部分なくなるのは確かにあるのですが、先ほど、基本構想の説明をさせていただいた中でも、青果部門のほうが答申のときよりも競りの部分は小さくして、高度処理施設を設けたいというようなのがございまして、そういった部分を一体的に算出しておりますので、魚の部分だけというところでの算定はしていないところでございます。

○川上委員

ちょっとそこがわからないんですよ。魚と野菜と花と入りまじって競りをするわけではないわけだから、それぞれごとに空間的に分かれているわけです、施設的には。その魚の部分が考慮しないということになれば、あまり私語に気をとられずに質問よく聞いてくださいよ。魚の部分が要らなくなれば、その部分の施設整備費用がその部分だけ要らなくなるでしょう。そのことを聞いてるわけです。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 15:12

再 開 15:13

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室主幹

もともと3市場建設のときの整備費用につきまして、部門ごとではなく全体で幾らという算出をしておりますので、各部門ごとでの算出がございませんので、魚がなくなったら幾らかかというような答弁ができかねる状況でございます。

○川上委員

若干のプラスがあるということのようですけれども、全体として魚の退場によって5億円、事業規模は縮小するということですね。そうすると、市の出費に関してはその2分の1が縮小になるということになりますか。

○都市施設整備推進室主幹

交付金の関係はございますけれども、おおよそで行きますと、委員おっしゃるとおりその半分ということになります。

○川上委員

そうすると、最初のほうにちょっとリンクするけど、1月22日の庁議での市長の事業縮減、3段階で見直しという指示とはこれは無関係ということですか。

○行政経営部長

3市場から2市場に見直した、その中でも、あわせて市長から指示を受けております事業費の見直しもあわせて行っているところでございます。

○川上委員

そうすると、魚のマイナスのほかに市長から指示を受けた後、魚のマイナスのほかにプラスがあったということになりますね。縮小したらどうかって言うてるのに、あなた方プラスをしたわけね。そこで、3市場が一体で行くことのメリットを随分強調してきたでしょう、ずっと。委員会に対してもそのように説明がありました。ところが、一方では、あなた方は魚市場と退場のことについて話し合いをしていたわけですよ。この市場関係者の中では、3場一体が望ましい。

場外機能も入れていきますよと。そのように議会には説明する。ところが議会も知らないうちに、執行部は魚市場と退場のことについて話し合いをしておいたというふうに思うわけです。それで、魚市場といつ、どのように話し合いをしてきたのかね。市長も含めたってという答弁が、先ほど説明があったので、市長から聞いたほうがいいかなと思うんだけど。そこ詳細を――。

○委員長

川上委員、それ前回のときに――。

○川上委員

詳細を聞きたい、詳細を。今言った角度から。

○経済部長

経過につきましては、さきの2月8日の当委員会におきまして、経過を提出させていただいております。2月8日の提出におきましては、3者協議の前の段階までを提出をさせていただいております。先ほど、冒頭におきまして補足説明でございましたとおり、2月14日、3者協議を経て、その後3月20日に県魚市場のほうから市長に対しまして、直接退場届が提出されました。そのような中で今回、市の方針といたしまして、2場による新たな市場への移転新築ということに至ったところでございます。

○委員長

川上委員、その答弁ではだめですか。

○川上委員

市長に尋ねてるわけですよ、最初から。市長は3月20日の午後1時から市役所で永井龍太郎さんとお会いになったと。ほかのメンバーもおったでしょうけど、というのは聞いております。退場届も入手しました。けども、さっきの説明では、市長はそれ以前に魚市場の代表者とお会いになってますよね。そのときのやりとりも含めて、市長にこの間の話し合いの状況をお聞きしてるわけですよ。経済部長が知らないこともあるかもしれないでしょう。それは議会が聞く。これ議会の仕事だから。片峯市長の行為はいちいち経済部長に全部報告せないかんということはないんですよ。（発言するものあり）

○委員長

では、市長お願いします。

○市長

当初、ちょうど1年前になりますが、その頃については3市場で移転だと。そして、それによって場外市場もできることがよりよい方向に行くのではないかとということで動いておりました。しかしながら、ちょうど昨年末のほうで福岡県の魚市場株式会社のほうから、どうも新しいところに移って設備投資も考える中では、経営上先々考えると難しいというお話があつてるということを経済部のほうから伺いまして、年明け、たしか1月の11日に年始のあいさつを兼ねて、会社側の方がお見えになって、そのときに経済部長と子どもに、市役所のほうでお会いしました。そのときには既に、非常に難しいということを経済面からお話になられました。しかしながら、うちとしては、これまでの3市場でということ期待をして来たんですけど何とかなりませんでしょうかと言いましたら、私もそのとき、いろんな意味で何点か説明をされました。市場の規模の縮小、そして、組合員さん方の減少、取扱量については底どまりという形ですが、今、関東や関西の首都圏のほうに魚が行ってしまっかなか魚の量も質も確保が難しいこと等々の説明を聞く中で、再度検討願えんでしょうかという話までが1月11日でした。しかしながら、それでも難しいということで、組合員さん方と会社との協議が1月末から行われまして、そして最終的に、先ほど担当のほうから報告しましたとおり、3月20日火曜日の1時半に来庁されまして、正式に文書をもって非常に難しゅうございますと。組合員さん方100%納得しているというわけではありませんが、今後ご理解をいただくように取り組んでまいります。来年度の3月をもって、飯塚での魚市場のほうは退場というような形をとらせてもらいますということで、書面

とあわせて口頭でもお話があった。こういう経過でございます。

○川上委員

私先日、片島の通りを歩いていて、顔見知りの魚屋さんから呼びとめられました。きょう特別委員会がありますというふうにお知らせしましたので、もしやネットで見られてるかもしれませんが。それで、片峯市長がこの退場の意向について知ったのが12月というわけですか。

○市長

12月ではありません。そのような意向を持っていらっしゃるということを担当部署のほうからお聞きしたのは昨年10月の中旬だったというように記憶しています。

○川上委員

その時期というのは、3者一体でこそ望ましいということで話し合いを当事者してたわけですよ。委員会にも、くどいけどそういう説明で、あなた方はそこに座っていて、魚市場が退場の意思を表明しているということについてずっと言わなかったよね。言いましたか。

○市長

退場の意思を表明しているというより、退場の意向とさえいいんですかね。経営が難しいと。それで今、3市場一緒という話だけでも、そのことについてうちが一緒という方向は難しいんですよという意向についてはありましたが、その時点では3市場一緒のほうがと思ってましたので、そのことで担当のほうは何とかなりませんでしょかっていうように相手方をお願いをしているというふうには報告を聞いてきた次第でございます。

○川上委員

そのときに、ちょっと日程見ないといけないけど、特別委員会でも、あるいは議会には代表者会議というのものもあるわけですから、そうしたところで報告すべき事項だというふうには、情報提供すべき事項だというふうには考えなかったですか。

○経済部長

繰り返して申しわけございませんが、先ほど市長申されましたとおり、会社側として退場の意向を持ってるということで、1月の年を明けまして、買受人さん組合との話をまずやりたいということのお話ございましたので、そのことを受けまして、我々としてもその話し合いの中身等々について状況を収集いたしまして、2月の14日の3者協議というふうな過程に至ったところでございます。ご指摘の、どの段階で議会、市民の皆様へ報告すべきであったかということについては、今思えばどの時期が適切であったかということについては考えるところございますけれども、状況といたしましてはそのような買受人さんとの、まずはその話が先決であろうというふうなことでの経過ということでご理解いただきたいと思っております。

○川上委員

情報を議会に提供すべきだと思わなかったのかというふうにお聞きしたんですよ。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 15:27

再 開 15:28

委員会を再開いたします。

○市長

10月での意向をお聞きした段階では、それはあくまでも株式会社側の意向でございまして、まだ組合の方々との協議はそれから先のことでございますので、その意向について私たちが議員さん方に話をしますとネットで流れますので、会社からすると、会社から聞きもしてないのに外からそういう話がポンと組合さん方に入るといようなことは、市のうごきとして信用を損なうものだというように思っておりまして、会社と組合員さん方の協議の動向を見定めるという形をとってきた次第でございます。

○川上委員

あのね、魚市場株式会社のほうから見ればね、自分たちはもう決意を固めていると。ところが、市のほうは30億円以上お金かけてね、自分たちが入ることを前提にした施設をつくることで関係協議を進め、議会にもそういう説明をしていると。何百万円ぐらいじゃないんですよ。30億円の話なんですよ。基本的な考え方も組みかえないといけない。今後の卸売市場の運営だとか、それから施設についても。そういうことわかっていて飯塚市と、早めに言わなくっちゃと思ったかどうか知りませんが、それが去年の10月、委員長が知って、川上も知ったのは随分後じゃないですか。その間ね。あなた方は30億円規模の事業よりも1つの会社のわがままに慮ってね、物を言えないということで情報を管理しておったということになりませんか。これは市の仕事の仕方としてね、市民からああそうだとだけ言っただけの仕事の仕方だと思いますか。

○市長

私はそれは違うと思います。あくまでも会社はそう思っているけれども結論に至ってないということですから、その仮定の話を私どもが勝手に公として出すようなことは、明らかに私どもの行政の信用を損なう行為でありますので、意向がはっきりし、この後、組合の方々と正式な話に入りますというお話があり、では、そのことの旨は公にしてもいいんですねという確認をして、私ども議会の皆さんにも説明をしてきたところでございますので、配慮とその経過についてはご理解いただきたいと思います。

○川上委員

今、確信を持ってあなたがしゃべっていることは、その会社の利益を市民の利益よりも優先したっていう立場ですよ。あなたは飯塚市長ですよ。その会社が理屈をつけて、理由を挙げて言ってきたわけでしょう。その段階で議会にも情報提供し、そのことを議論してるんだから、30億円かける施設整備の話もしてるわけだから。あなたはずっとね、少なくとも4カ月間隠し続けたわけ。飯塚市は。あなたニコニコしてるけどね。ニコニコするような問題じゃないよ、はっきり言って。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 15:32

再 開 15:33

委員会を再開いたします。

○川上委員

だからあなたは、市長は会社との信義関係ですよという言い方をするんだけど、市民との信義関係はどうなるのかと。それから、今度の退場によってね、仕事がもうできなくなるかもしれない50人くらいの組合の人たち、その地域における影響、魚屋さんで買い物してる人たちへの影響、そういったものよりその会社の都合を、会社の秘密を守ることを優先したというこのことにね、飯塚市長は思いをいたさないかんですよ。それに対してね、今のような答弁というのは大丈夫なのかということじゃないかと思いますよ。それでね、こうやって考えてみたらね、体育館については1月20日の指示事項についてもまともな事業費縮減の努力もしていないでしょう。

(発言するものあり) ほら、忘れたやない。体育館についてはね、そのようにまともな事業費縮減の話もしないでしょう。やって行こうという努力もしてない。卸売市場のほうはどうかというと、あまり変わらないね。魚のために減った分は別にして、新たなものをふやしている。だから1月22日に片峯市長が3段階見直しを指示したというのはどのくらい本気だったのかと。また、部下がどのくらい本気でそれを受けとめたのかね。そもそも非常事態宣言を18年に出してね、財調と減債基金で60億円でしょう。ものすごい勢いで職員と住民福祉を犠牲にして150億円まで、過去最高まで今ため込んでるでしょう。5年たったなら非常事態宣言を上げたときの水準に戻そうとしてるわけでしょう。さらに5年後にはね、19億円、20億円、このときは本当に非

常事態ですよ。そういうような絵を見てびっくりしているのにね、市民と今、力合わせなくてどうするんですか。会社のためだったらね、議会にも情報を提供しない。こういう仕事の仕方は飯塚市長としてはふさわしくないということを指摘して質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

ほかに質疑がないようでございますので、本件につきましては、本日はこの程度でとどめたいと思います。これをもちまして、経済・体育施設に関する調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。